

教育委員会の現状に関する調査 (令和6年度間)

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

教育委員会の現状に関する調査（令和 6 年度間）

○調査時期：令和 7 年11月

○調査対象

- 都道府県・指定都市教育委員会（67）
- 市町村等教育委員会（1718）

（特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

○対象期間：令和 6 年度間または令和 7 年 3 月31日の状況

○調査内容：次ページの通り

1. 大綱	
① 大綱の策定状況について	…… P3
2. 総合教育会議	
① 総合教育会議の開催状況について	…… P4
② 総合教育会議の事務局について	…… P5
③ 総合教育会議の内容について	…… P6
④ 議事録等の作成・公表について	…… P7
⑤ 意見聴取について	…… P8
⑥ 総合教育会議を通じた首長との連携について	…… P9
⑦ 総合教育会議を活性化させるための取組について	……P10
3. 教育長・教育委員等	
① 保護者である教育委員の選任について	……P11
② 女性の教育委員の選任について	……P12
③ 教育長の前職について	……P13
④ 教育長の任命について	……P14
⑤ 教育長が不在となった事例について	……P15
⑥ 教育次長職の配置状況について	……P16
4. 教育委員会会議	
① 教育委員会会議の開催状況について	……P17-18
② 教育委員会会議の公開について	……P19-21
③ 教育委員会会議の議論を活発にするための取組について	……P22
5. 教育委員会の活動状況についての点検・評価	
① 点検・評価の実施状況について	……P23
② 学識経験者等の知見の活用状況について	……P24
③ 点検・評価の議会報告、公表状況について	……P25
6. 教育委員会と首長との連携、事務の所掌の弾力化	
① 教育委員会から首長への権限移譲について	……P26
② 教育委員会（事務局）から首長部局への事務委任・補助執行について	……P27
③ 首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行について	……P28
7. 教育委員会事務局	
① 指導主事の配置について	……P29
② 指導主事に準ずる者の配置について	……P30
③ 教育委員会事務局職員の人事について	……P31
④ 教育行政職の採用について	……P32
⑤ 外部人材の登用について	……P33
8. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）	
① 指導主事に係る支援について	……P34-35
② 市町村教育委員会間の広域連携の促進について	……P36
9. 市町村等間の事務の共同実施（市町村等のみ対象）	
① 事務の共同実施状況について	……P37-38
10. その他学校関係	
① 学校裁量予算に係る取組状況について	……P39-40
② 学校管理規則について	……P41

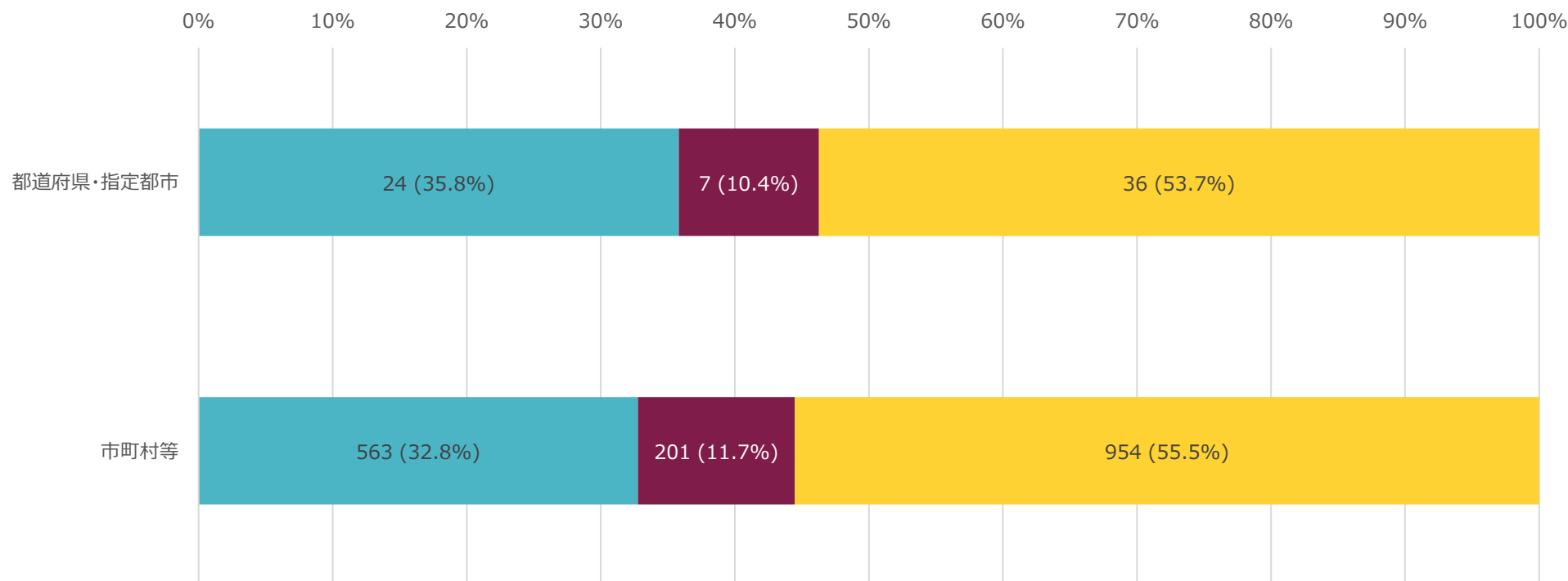
1. 大綱

① 大綱の策定状況について

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の3において、首長は、その地域の実情に応じ、自治体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされており、**全ての自治体において、大綱が策定されている**。
- また、大綱は、教育振興基本計画や自治体の総合計画等をもって充てることも可能だが、都道府県・指定都市で64.2%（令和4年度間：64.2%）、市町村等で67.2%（同：66.2%）が、大綱単独で策定している【図1】。

図1 大綱の策定状況

（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



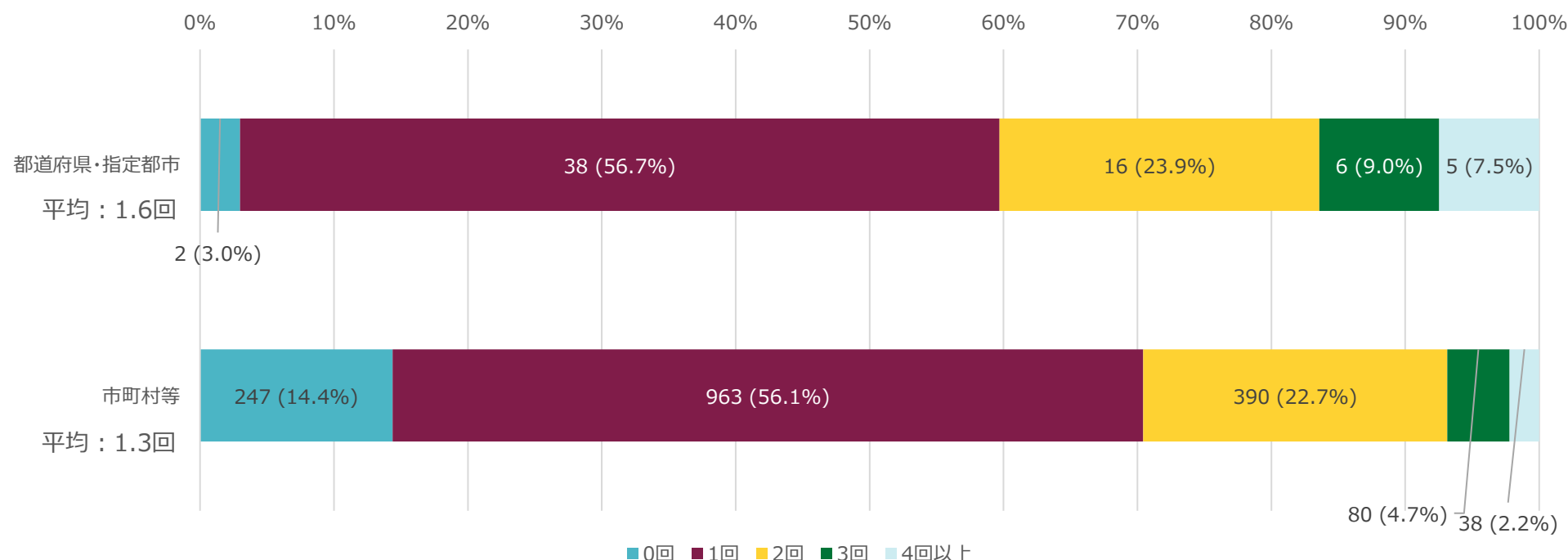
2. 総合教育会議

① 総合教育会議の開催状況について

- 首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地教行法第1条の4に基づき、首長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けることとされている。
- 令和6年度間は、**都道府県・指定都市で平均1.6回**（令和4年度間：平均1.8回）、**市町村等で平均1.3回**（同：平均1.3回）開催されている【図2】。

図2 総合教育会議の開催回数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



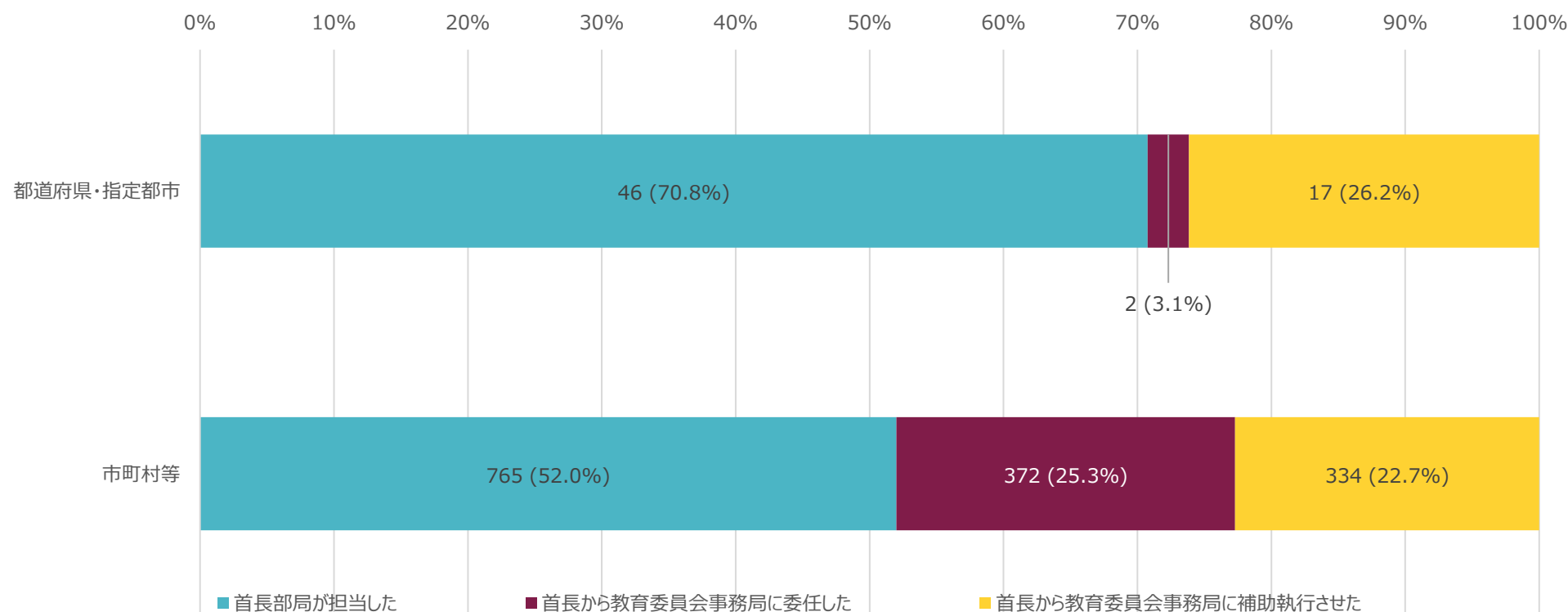
2. 総合教育会議

② 総合教育会議の事務局について

- 地教行法第1条の4第3項において、総合教育会議は地方公共団体の長が招集するものとして、総合教育会議の運営に当たり必要な事務は首長部局で行うことが原則であるが、実情に応じて、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会事務局に委任又は補助執行させている自治体もある【図3】。

図3 総合教育会議の事務局

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：65、市町村等：1471



2. 総合教育会議

③ 総合教育会議の内容について

- 総合教育会議では、大綱の策定や学校等の施設の整備、学力の向上に関する施策、不登校対策、学校における働き方改革等の様々な内容について取り上げられている。

表1 総合教育会議の内容（複数回答）

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：65、市町村等：1471

総合教育会議の内容		都道府県・指定都市	市町村等	総合教育会議の内容		都道府県・指定都市	市町村等
重点的に講ずべき施策についての協議・調整	大綱の策定に関する協議	28 (43.1%)	511 (34.7%)	学校保健に関すること		4 (6.2%)	54 (3.7%)
	学校における働き方改革	21 (32.3%)	269 (18.3%)	学校安全の推進 （学校における防災対策や災害発生時の対応方針等を含む）		8 (12.3%)	123 (8.4%)
	学校における支援スタッフの配置	12 (18.5%)	165 (11.2%)	教材費や学校図書費の充実		4 (6.2%)	69 (4.7%)
	教職員の確保（教師不足対応を含む）	12 (18.5%)	116 (7.9%)	義務教育・高校段階における修学支援の充実		3 (4.6%)	63 (4.3%)
	教職員の服務監督に関すること	4 (6.2%)	43 (2.9%)	学校給食に関すること（食育の推進を含む）		5 (7.7%)	258 (17.5%)
	学力の向上に関する施策	15 (23.1%)	412 (28%)	生涯学習の推進		4 (6.2%)	202 (13.7%)
	いじめ防止対策	13 (20%)	283 (19.2%)	社会教育に関すること（福祉・観光・まちづくり等首長部局の所管業務との連携に関すること等。社会教育施設に関するものを除く）		7 (10.8%)	166 (11.3%)
	不登校対策	26 (40%)	486 (33.0%)	社会教育施設に関すること		8 (12.3%)	296 (20.1%)
	幼児教育に関すること （幼児教育と保育・子育て支援施策との連携を含む）	8 (12.3%)	249 (16.9%)	青少年健全育成		6 (9.2%)	113 (7.7%)
	特別支援教育の充実	15 (23.1%)	205 (13.9%)	スポーツ振興に関すること （部活動の地域展開を除く）		7 (10.8%)	192 (13.1%)
	GIGAスクール構想による1人1台端末環境等のICT環境の整備・利活用（デジタル教科書に関するものを含む）	15 (23.1%)	361 (24.5%)	文化振興に関すること （文化財保護を除く）		6 (9.2%)	176 (12.0%)
	国際理解教育、国際文化交流の振興	12 (18.5%)	133 (9.0%)	文化財保護に関すること		6 (9.2%)	172 (11.7%)
	外国人等に対する日本語教育	8 (12.3%)	53 (3.6%)	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の 地域とともにある学校づくり		8 (12.3%)	235 (16.0%)
	学校等の施設の整備 （学校の耐震化を含む）	6 (9.2%)	375 (25.5%)	福祉部局と連携した 総合的な放課後児童対策		5 (7.7%)	68 (4.6%)
	学校の適正規模・適正配置に関すること （学校の統廃合を含む）	6 (9.2%)	355 (24.1%)	部活動の地域展開		13 (20%)	14 (1.0%)
	首長部局と連携した学校等施設の目的外利用	1 (1.5%)	35 (2.4%)	その他		33 (50.8%)	470 (32.0%)
	教職員の研修に関すること	7 (10.8%)	63 (4.3%)	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整		2 (3.1%)	109 (7.4%)
				その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項		0 (0%)	47 (3.2%)

2. 総合教育会議

④ 議事録等の作成・公表について

- 地教行法第1条の4第7項により、首長は総合教育会議の終了後、その議事録を作成し、公表するよう努めなければならないこととされている。
- 総合教育会議を行った自治体のうち、都道府県・指定都市では **100%**（令和4年度間：100%）が、市町村等では **97.3%**（同：97.6%）が議事録又は議事概要を作成しており【図4】、そのうち、都道府県・指定都市では **100%**（同：100%）が、市町村等では **86.7%**（同：88.3%）が公表している【図5】。

図4 議事録等の作成

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：65、市町村等：1471

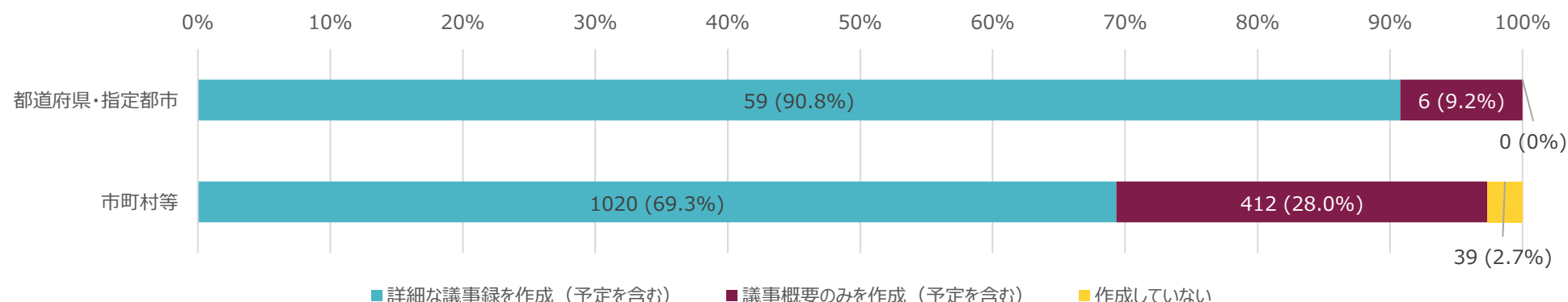
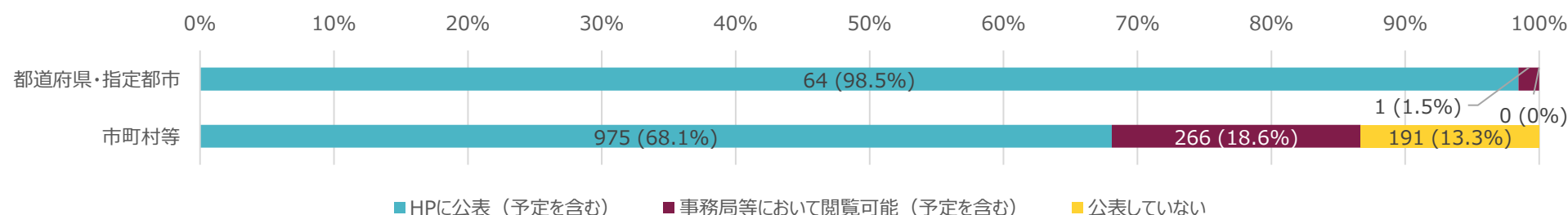


図5 議事録等の公表

※議事録等を作成した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：65、市町村等：1432



2. 総合教育会議

⑤ 意見聴取について

- 地教行法第1条の4第5項に基づき、総合教育会議は必要に応じて、関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 総合教育会議を行った自治体のうち、都道府県・指定都市では **24.6%**（令和4年度間：26.6%）が、市町村等では **9.9%**（同：8.5%）が意見聴取を行っている【図6】。意見聴取の対象は、大学教員、学校運営協議会の委員等のほか、各自治体の実情に応じて様々な者がいる【図7】。

図6 関係者又は学識経験者から意見を聴いた回数

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：65、市町村等：1471

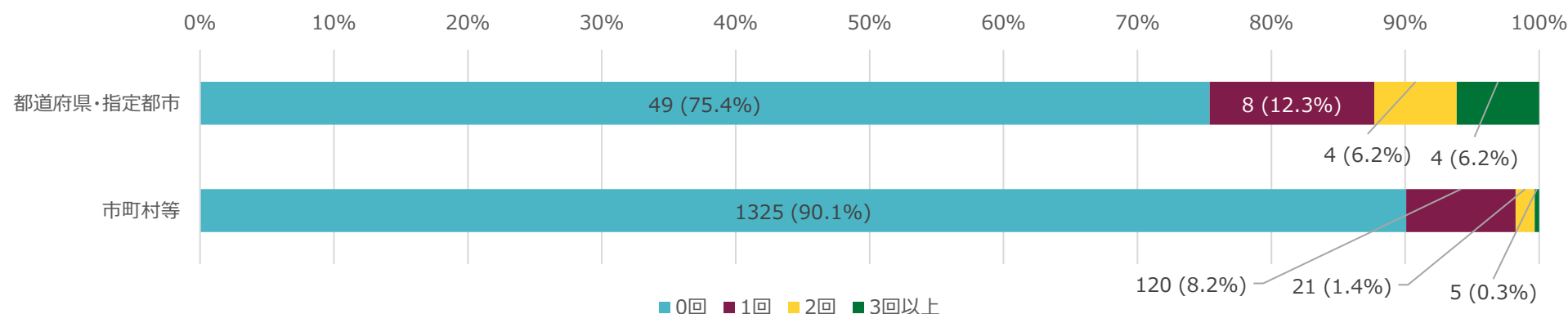
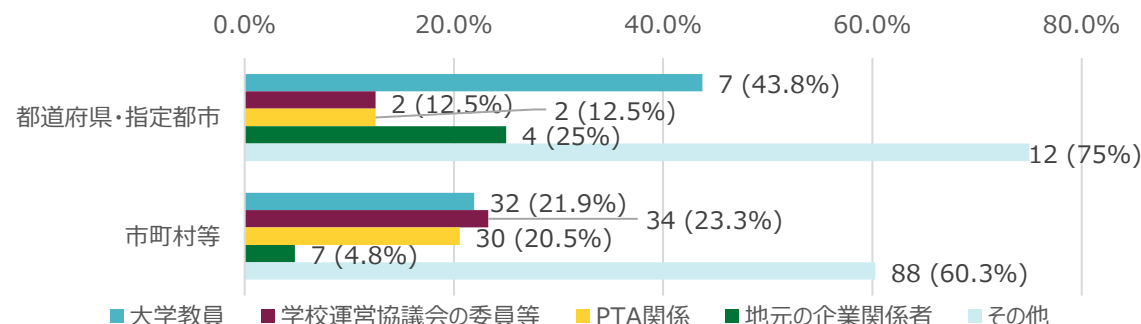


図7 意見聴取者（複数回答）

※意見聴取を行った自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：16、市町村等：146



（その他の主な回答）

私立学校長、校長会長、他市の元教育長、元教員、スクールソーシャルワーカー、塾等講師、NPO法人代表、フリースクール関係者、町内会長、民生委員、市町議会議員、県教育委員会事務局職員（市町村等の回答）、弁護士、医師、警察職員

2. 総合教育会議

⑥ 総合教育会議を通じた首長との連携について

- 総合教育会議を活用することにより、首長と教育委員会との連携を進展・継続させることができたと認識している自治体が多い【図8】。
- 総合教育会議の活用により、様々な成果事例や新規施策等が得られている自治体も見られた【表2】。

図8 総合教育会議を通じた首長との連携についての認識

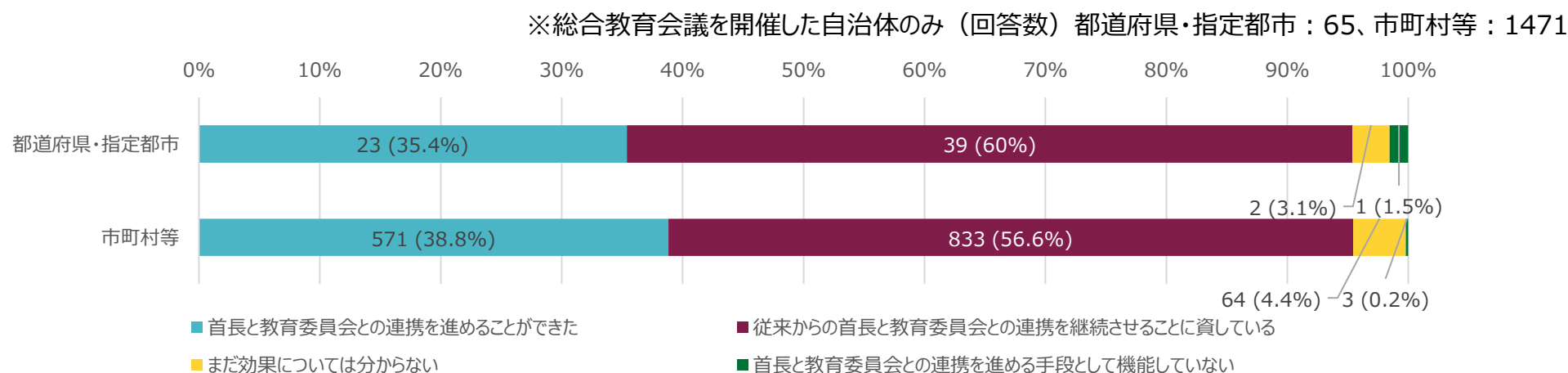


表2 総合教育会議の活用により得られた成果事例・新規施策等について

総合教育会議において、教育と福祉の連携について議論することにより、知事部局と教育委員会事務局における相互の職員のキャリアパス形成に資する公募型人事が実施された。

総合教育会議において、デジタル教材を活用した授業による学力向上に関する議論を深めたことにより、新規のデジタル教材の導入につながった。

総合教育会議において、特別支援教育の充実に関する議論を深めたことにより、町費採用の特別支援教育支援員を配置することができた。

グローバル教育推進事業に関して議論を深めたことにより、教育委員会事務局内へのグローバル教育推進室の設置につながった。

総合教育会議において、人口減少等当該地域全体の課題における教育の役割について議論することにより、地域を担う人材の育成や若者の地元定着等の施策を効果的に進めることができた。

総合教育会議において、人口減少に伴い、標準的な規模を下回る学校が増えていくことや、学校を取り巻く環境の変化に対応するため、将来を見据えた学校の適正規模や適正配置について改めて検討する必要があることについて、市長、教育長、教育委員で共有し、議論することにより、「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」の策定につながった。

総合教育会議により、首長部局、教育委員会部局の連携が深まり、教育委員会の様々な活動も理解され、事業の予算化にも寄与している。

総合教育会議において、本市立小中学校の災害時の対応を議論することにより、学校に避難してきた地域住民のゾーニングや、対応者の明確化などを学校が作成する学校危機管理マニュアルに掲載することにつながった。

総合教育会議において、いじめや不登校等の教育課題を議論することにより、教育支援センター分室の設置につながった。

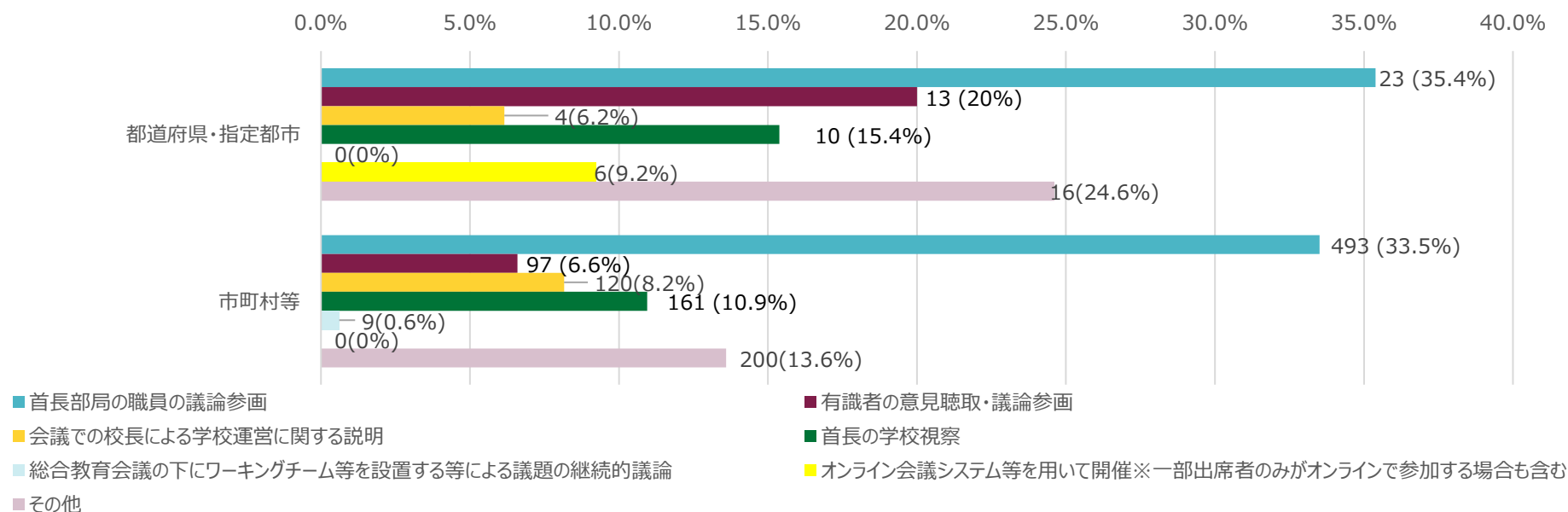
2. 総合教育会議

⑦ 総合教育会議を活性化させるための取組について

- 総合教育会議の開催に当たっては、**首長部局の職員の議論参画**や**首長の学校視察**等、その活性化に向けて様々な工夫を行っている自治体も見られた【図9】。

図9 総合教育会議を活性化させるための取組（複数回答）

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：65、市町村等：1471



（その他の主な回答）

- ・ デジタル人材育成に係る優良事例を実施した学校長の報告を基にした議論
- ・ 総合教育会議に先立ち、同じ構成員による非公開の意見交換会を開催
- ・ 総合教育会議において、デジタル教材の実演（模擬授業）を実施した。
- ・ 主要議題のほか、自由に意見を述べる時間を設けている
- ・ 学識経験者に講師としてご講演いただき、その後の会議でも、出席者の質疑に対し意見を聴取した。
- ・ 首長や教育委員に対して事前に丁寧な説明を行うことはもとより、事務方の担当者間においても入念な打合せを行い、連携強化に努めている。
- ・ 年度当初の総合教育会議において、年間の議題・テーマについての協議の時間を設け、市長と教育委員会で取り上げるべき教育課題の共有化を図っている。
- ・ タブレット端末での会議によるペーパーレス化
- ・ 県立学校の生徒及び教職員による、本県事業に係る取組発表
- ・ 定例校長会議に首長が出席し学校運営上の現状を把握し、意見交換の場を設けた。
- ・ 首長部局と教育委員会事務局による議題選定の協議

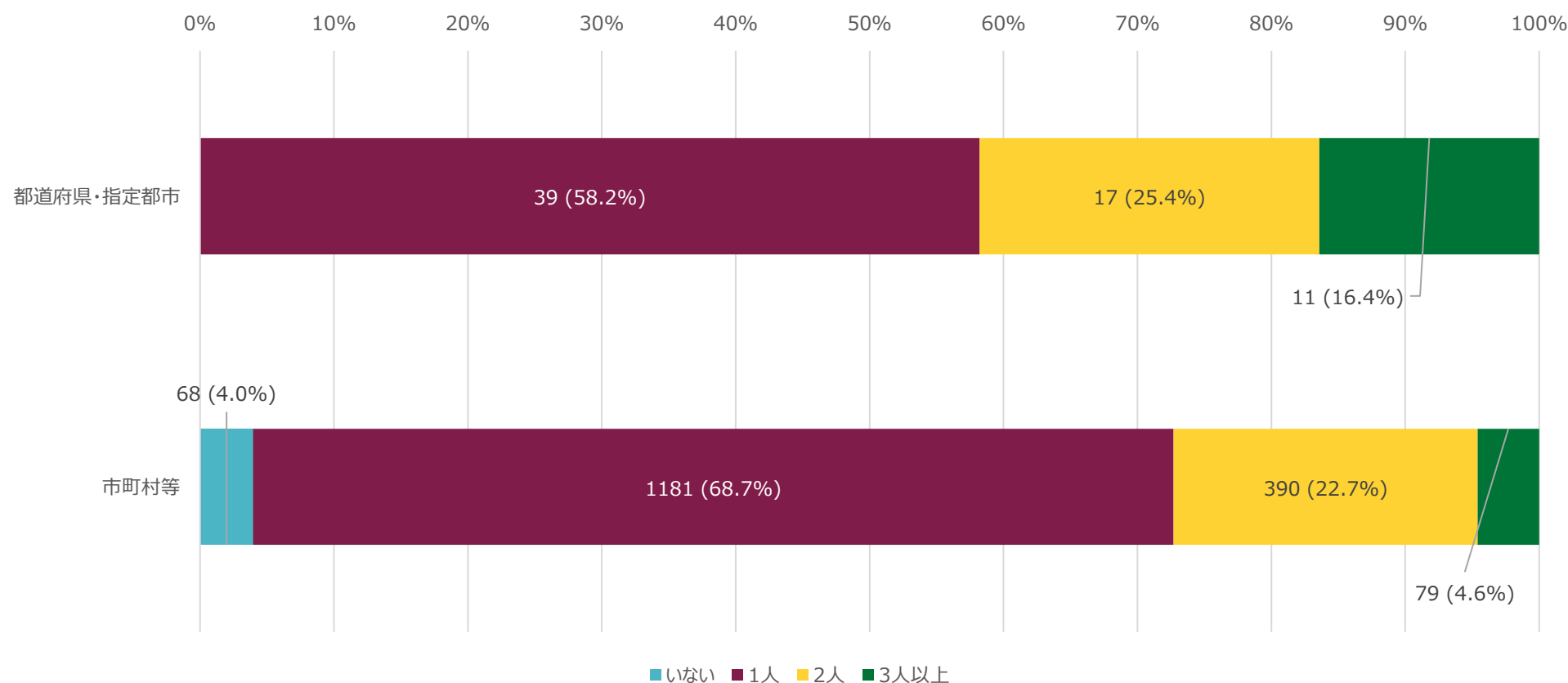
3. 教育長・教育委員等

① 保護者である教育委員の選任について

- 地教行法第4条第5項では、教育委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないこととされている。
- 令和7年3月31日時点で、**保護者である教育委員がいない自治体は、都道府県・指定都市で0%**（令和5年3月31日時点：0%）、**市町村等で4.0%**（同：4.2%）となっている【図10】。いない主な理由は、選任時に保護者だった委員の子供が成人し、調査時点において、保護者ではなくなったこと等が挙げられる。

図10 保護者である教育委員の人数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



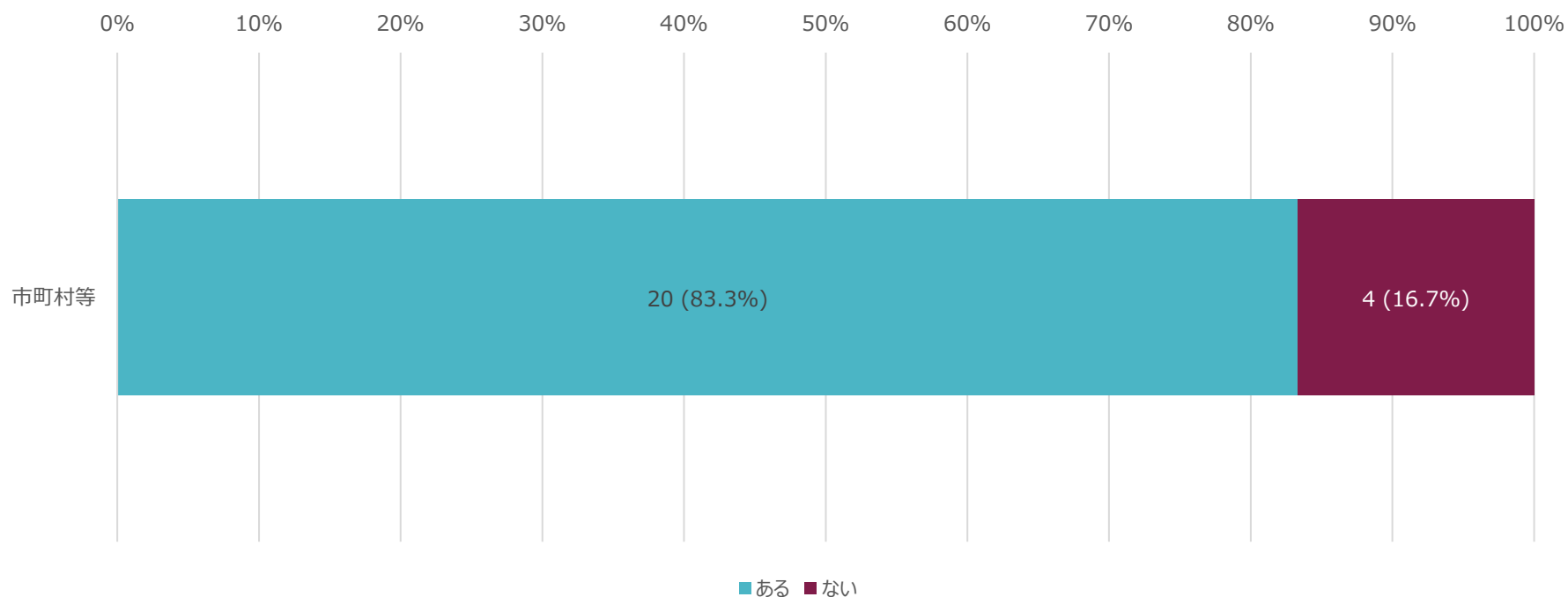
3. 教育長・教育委員等

② 女性の教育委員の選任について

- 第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）において、学校教育分野における女性の意思決定層への積極的な登用を促進するため、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を2030年までに0にする」という成果目標が設定されている。
- 令和7年3月31日時点で、**女性の教育委員がいない市町村等は、24自治体**（令和5年3月31日時点:31）ある。**そのうち、20自治体で女性の教育委員の選任予定がある【図11】。**

図11 女性の教育委員の選任予定

※令和7年3月31日時点で女性の教育委員がいないと回答した自治体のみ（回答数）市町村等：24



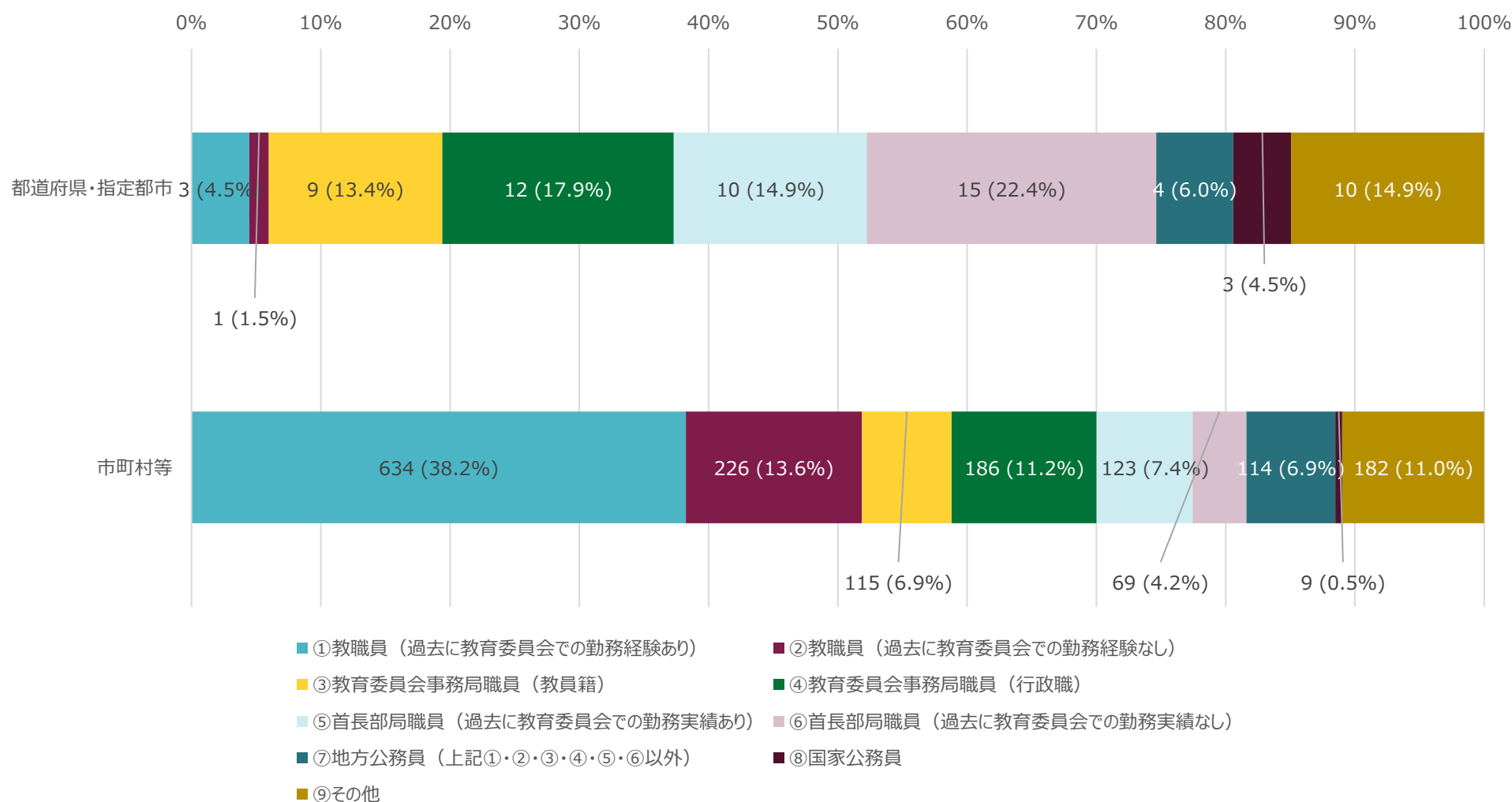
3. 教育長・教育委員等

③ 教育長の前職について

- 教育長の前職は、教職員、教育委員会事務局職員、首長部局職員がその多くを占める【図12】。

図12 （令和7年3月31日時点の）教育長の前職

※令和7年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1658



3. 教育長・教育委員等

④ 教育長の任命について

- 地教行法第4条第1項に基づき、教育長は、首長が、議会の同意を得て、任命することとされている。議会における任命手続の状況について、**教育長候補者による所信表明と質疑を行った自治体は、都道府県・指定都市で9%（令和4年度間：9%）、市町村等で6.6%（同：6%）**ある【図13】。
- 教育長の任期は3年だが、再任が可能である。**新任の教育長の割合は、都道府県・指定都市で61.2%（令和5年3月31日時点：61.2%）、市町村等で35.9%（同：37.9%）**であり、**再任された教育長の割合は、都道府県・指定都市で38.8%（同：38.8%）、市町村等で64.1%（同：62.1%）**である【図14】。

図13 （令和7年3月31日時点の）教育長の任命手続

※令和7年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1658

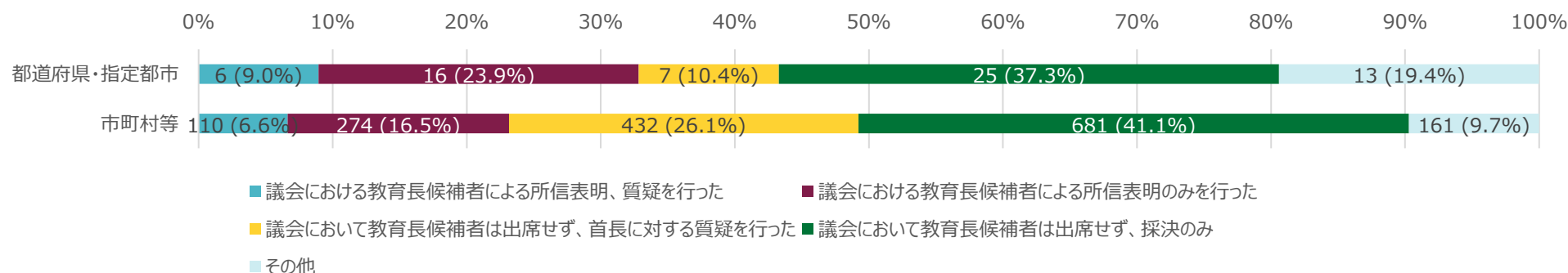
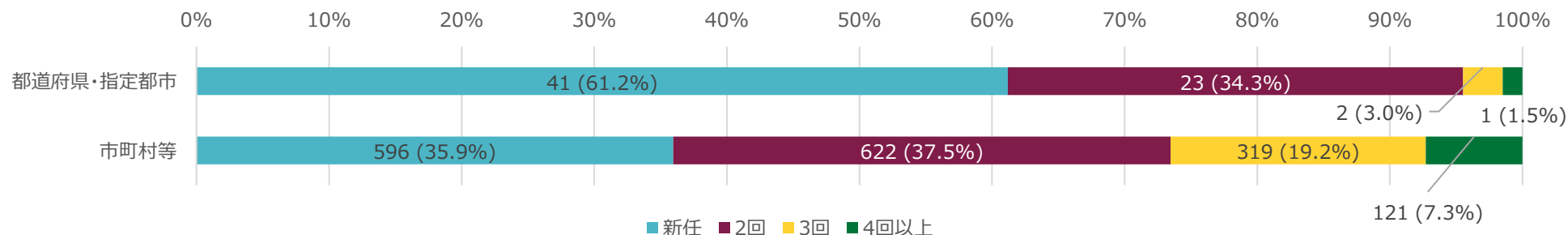


図14 （令和7年3月31日時点の）教育長の再任回数

※令和7年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1658



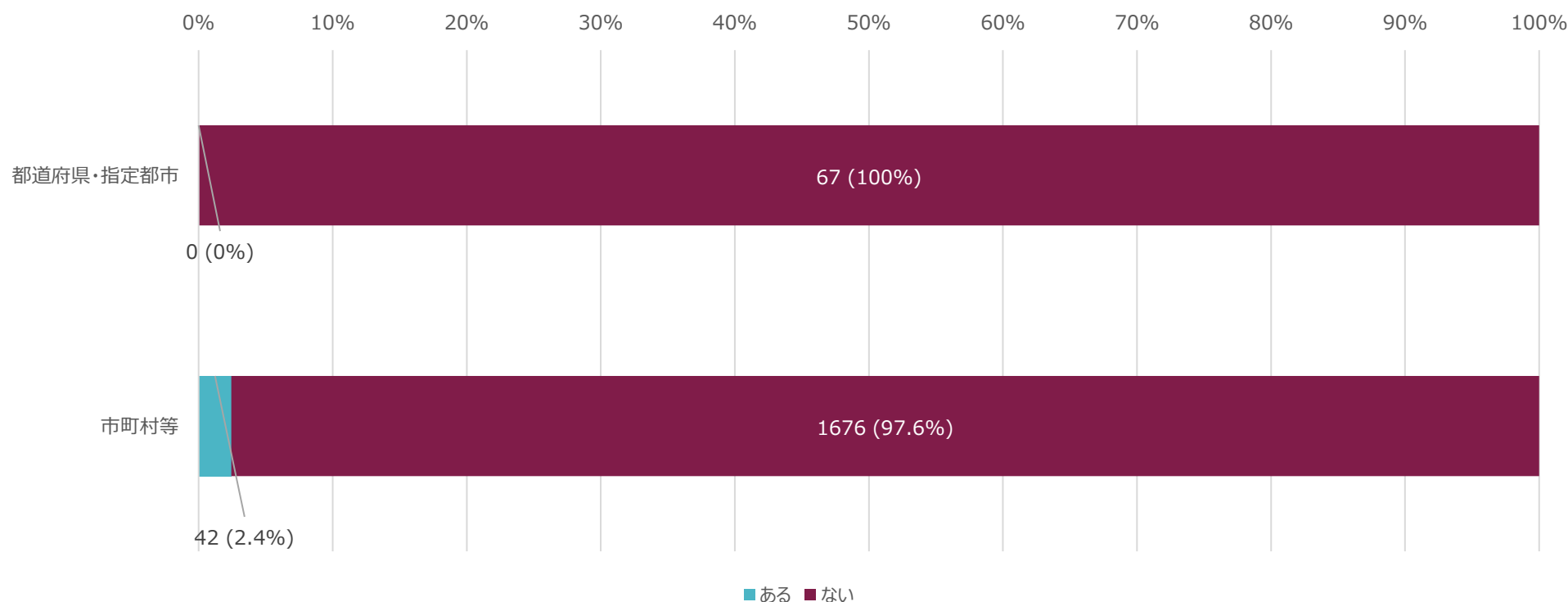
3. 教育長・教育委員等

⑤ 教育長が不在となった事例について

- 令和6年度間で、**3か月以上教育長が不在となったことがある自治体は、都道府県・指定都市で0自治体**（令和4年度間：1自治体）、**市町村等で42自治体**（同：24自治体）ある【図15】。
- その主な理由は次のとおりである。
 - ・任期途中で教育長が急遽辞職し、後任の選任に時間を要したため。
 - ・首長が提案した教育長人事案が議会で否決され、適任者の選定に時間を要したため。

図15 3か月以上教育長が不在となった期間の有無

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



3. 教育長・教育委員等

⑥ 教育次長職の配置状況について

- 教育委員会事務局において、**教育長の次の役職として教育次長職を置く自治体は、都道府県・指定都市では98.5%**（令和5年3月31日時点：100%）、**市町村等では68.3%**（同：69.9%）ある【図16】。
- 教育次長職の前職は、教育委員会事務局職員、首長部局職員がその多くを占める。また、これらのうちから複数置かれる自治体もある【図17】。

図16 （令和7年3月31日時点の）教育次長職（相当職を含む。）の配置人数

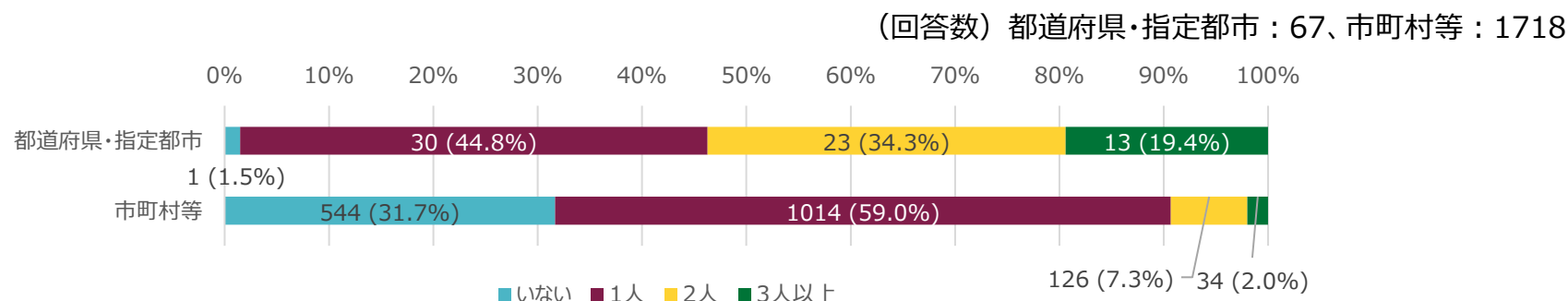
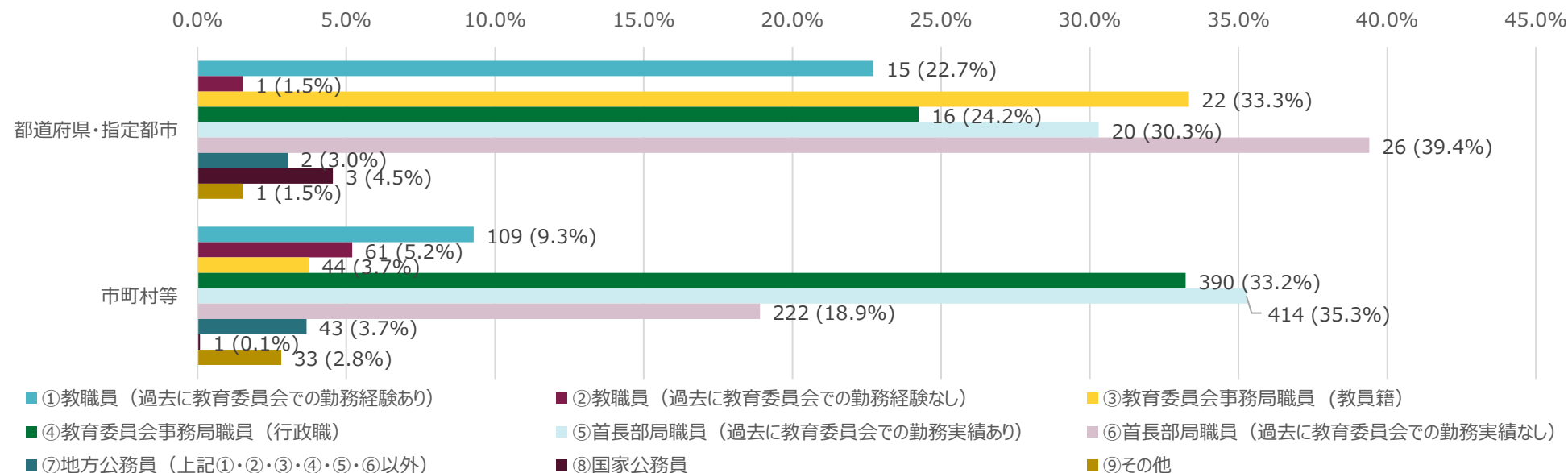


図17 （令和7年3月31日時点の）教育次長職（相当職を含む。）の前職（複数回答）

※令和7年3月31日時点で教育次長職（相当職を含む）がいると回答した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：66、市町村等：1174



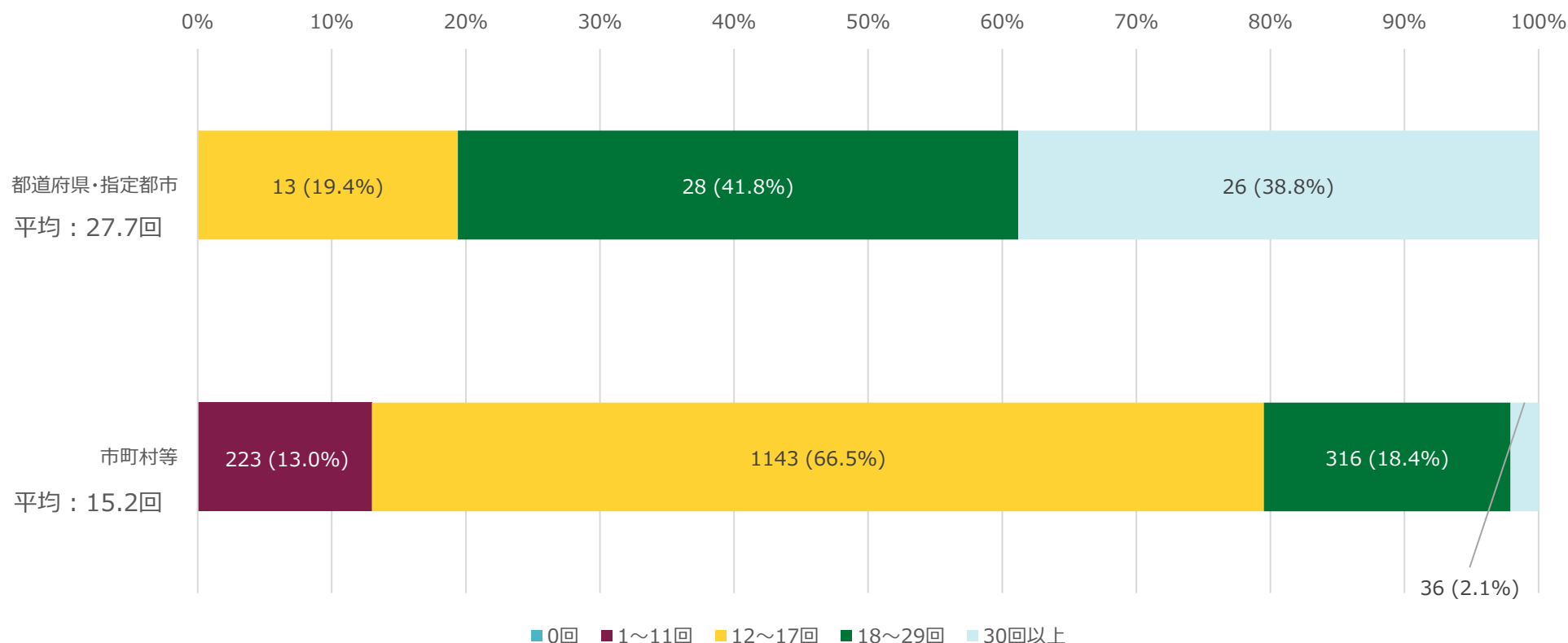
4. 教育委員会会議

① 教育委員会会議の開催状況について

- 教育委員会制度は、教育行政の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映を趣旨としている。地方教育行政の一層の推進の観点からは、教育委員会がその制度趣旨を十分に踏まえ、会議の活性化を通じて適切な意思決定を行うことが重要である。
- **令和6年度間の教育委員会会議（教育委員協議会等（※）を含む。）の平均開催回数は、都道府県・指定都市で27.7回（令和4年度間：27.2回）、市町村等で15.2回（同：15回）である【図18】。**

図18 教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の年間開催回数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



※「教育委員協議会等」とは、教育委員会がその処理すべき事項について、調査・研究等を必要とする場合に定例会・臨時会とは別に開催するものを指す。

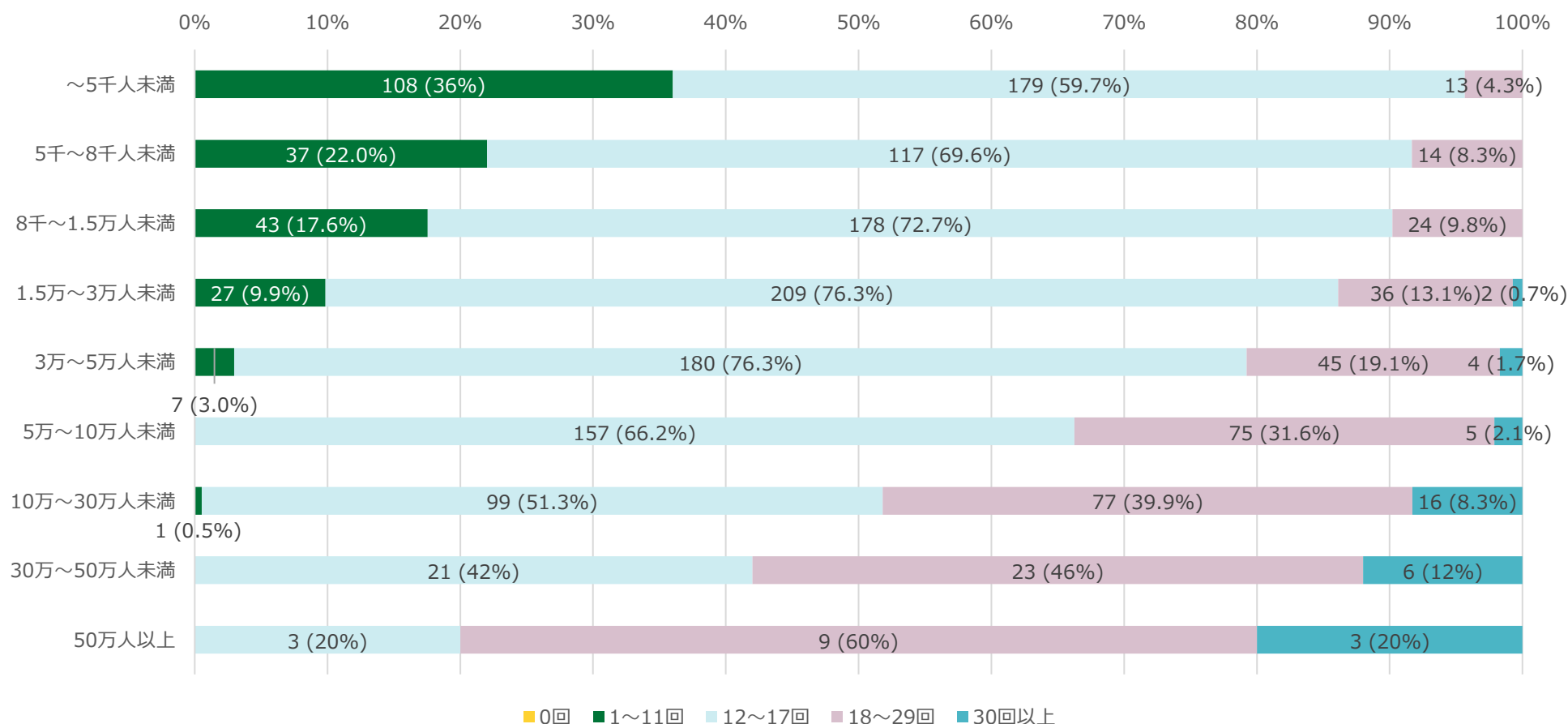
4. 教育委員会会議

① 教育委員会会議の開催状況について（人口規模別）

- 市町村等における令和6年度間の教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の平均開催回数について、人口規模別に見ると、**規模の大きい市町村等ほど開催回数が多い傾向がある【図19】**。

図19 【人口規模別（市町村等）】教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の年間開催回数

（回答数）市町村等：1718



※「教育委員協議会等」とは、教育委員会がその処理すべき事項について、調査・研究等を必要とする場合に定例会・臨時会とは別に開催するものを指す。

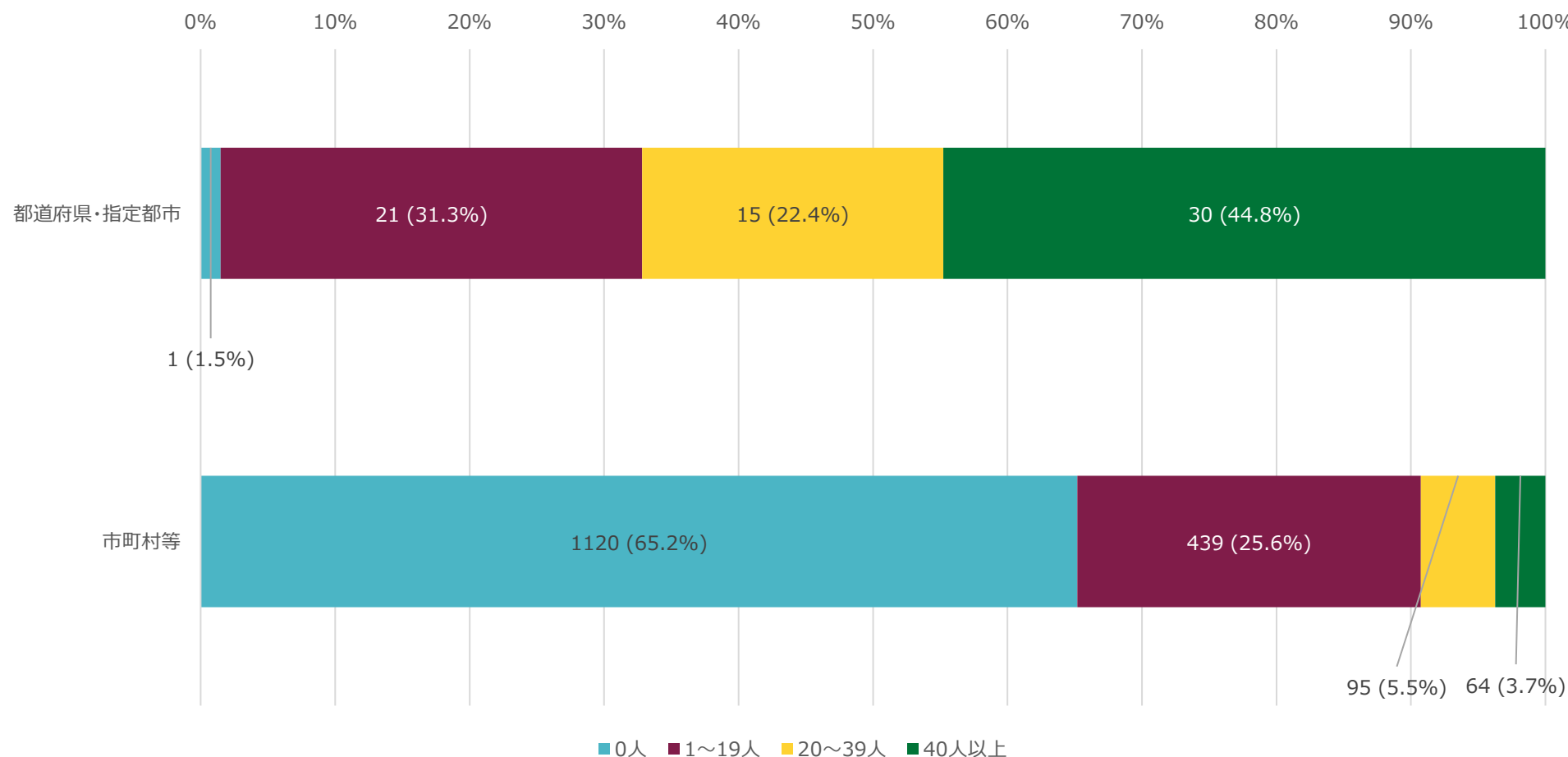
4. 教育委員会会議

② 教育委員会会議の公開について（傍聴者数）

- 教育委員会会議は原則公開とされている（地教行法第14条第7項）。教育委員会会議の年間傍聴者延べ人数が1人以上だった自治体は、都道府県・指定都市では98.5%（令和4年度間：97%）、市町村等では34.8%（同：28.8%）である。【図20】。

図20 教育委員会会議（定例会・臨時会）の傍聴者の年間延べ人数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



4. 教育委員会会議

② 教育委員会会議の公開について（議事録等の作成・公表）

- 地教行法第14条第9項では、教育長は、教育委員会会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならないとされている。令和6年度間に教育委員会会議を開催した自治体のうち、議事録又は議事概要を作成している自治体は、都道府県・指定都市において100%（令和4年度間：100%）、市町村等において99.7%（同：100%）【図21】、議事録等を公表している自治体は、都道府県・指定都市において100%（同：100%）、市町村等において84.8%（同：73.8%）となっている【図22】。

図21 議事録等の作成状況

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

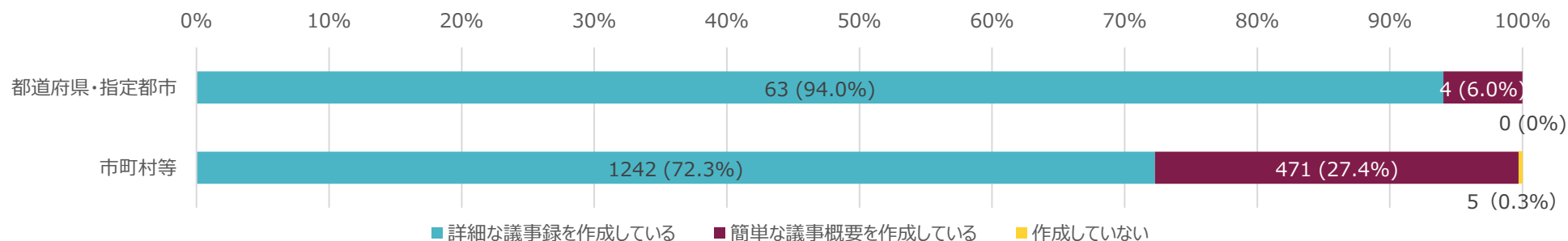
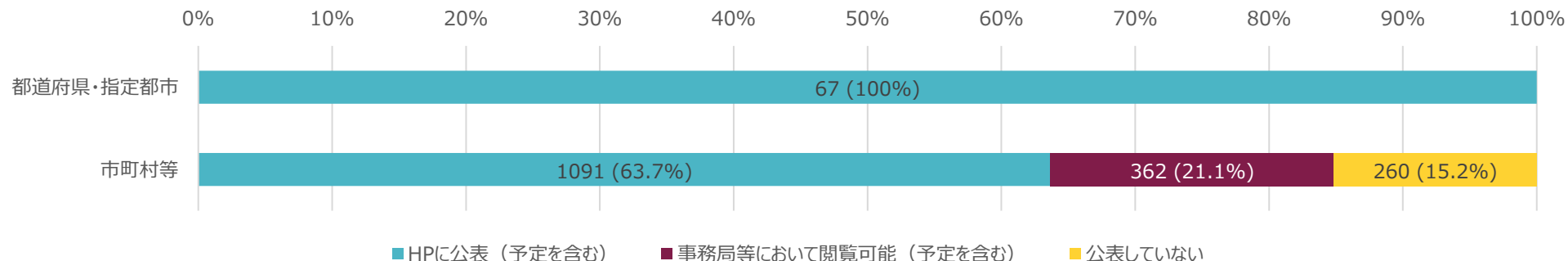


図22 議事録等の公表状況

※教育委員会会議の議事録を作成した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1713



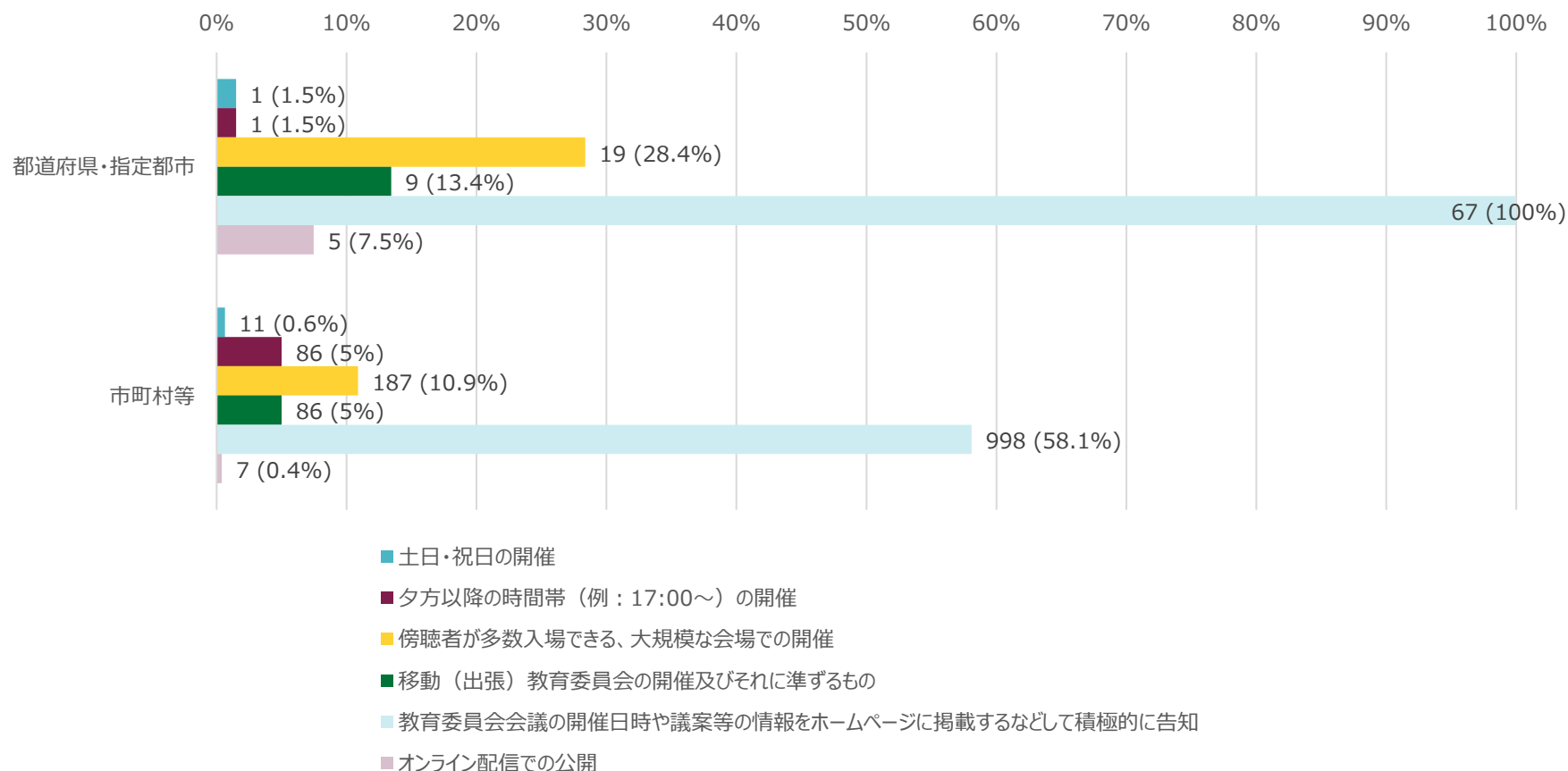
4. 教育委員会会議

② 教育委員会会議の公開について（公開に関する工夫）

- 教育委員がより多くの地域住民との接点を持ち、教育行政に関する様々な意見やニーズを適時的確に把握する観点から、教育委員会から地域住民にアプローチする取組を行い、傍聴者数を増やす工夫も重要である。**教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知している自治体は、都道府県・指定都市で100%（令和4年度間：100%）、市町村等で58.1%（同：53.9%）**あるほか、**傍聴者が多数入場できる大規模な会場で開催したり、移動（出張）教育委員会やそれに準ずるものを開催したりしている自治体も一定数存在する【図23】**。

図23 教育委員会会議の公開に関する工夫（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



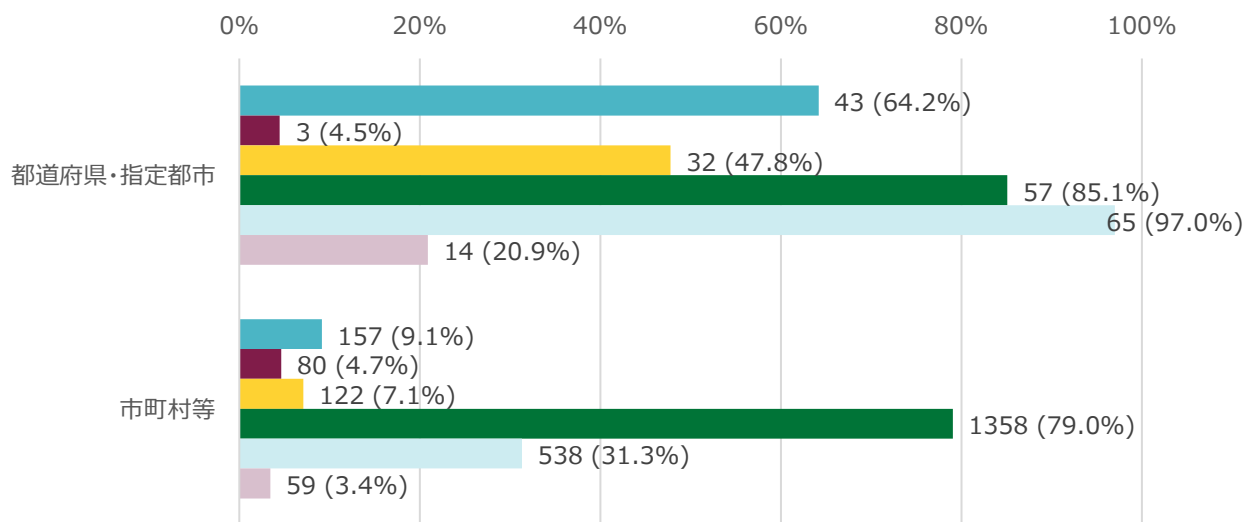
4. 教育委員会会議

③ 教育委員会会議の議論を活発にするための取組について

- 教育委員会会議の議論を活発にする取組として、教育委員が主体的に会議に参加できる仕組みづくりが重要である。
- 教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催を行っている自治体は、都道府県・指定都市で64.2%（令和4年度間：58.2%）、市町村等で9.1%（同：11.3%）ある。また、オンライン会議システム等を用いて会議を開催している自治体は、都道府県・指定都市で20.9%、市町村等で3.4%あり、教育委員による学校訪問を行っている自治体は、都道府県・指定都市で85.1%（令和4年度間：86.6%）、市町村等で79%（同：84.9%）ある【図24】。

図24 教育委員会会議の議論を活発にするための工夫（複数回答）

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



- 教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催
- 教育委員会会議で委員からの提案に基づき議題を設定
- 教育委員向けの勉強会や意見交換会の開催
- 学校訪問を行っている
- 教育委員会会議開催前の資料の事前配付
- オンライン会議システム等を用いて開催※一部出席者のみがオンラインで参加する場合も含む

（その他の工夫）

- ・ 移動教育委員会の開催に併せ、地元教育関係者（市町村教育委員会教育長、市町村教育委員会委員、学校関係者）との意見交換を実施
- ・ 他都市への行政視察の実施
- ・ 会議資料を教育委員へ送付するときに、質問票も送付し、事前に質問を受け付けている
- ・ 会議時に「その他」を設け、委員からの自由な意見を聴取している
- ・ タブレット端末での会議によるペーパーレス化
- ・ 公用チャットによる情報提供や行事案内
- ・ 教育委員研修、国・県の教育行政施策等についての研修への参加
- ・ 教育委員が毎月の活動等を情報共有できるよう、教育委員からの報告等の項目を議事に盛り込んでいる
- ・ 教育長参加研修会等の内容共有、各種研修の案内

5. 教育委員会の活動状況についての点検・評価

① 点検・評価の実施状況について

- 地教行法第26条第1項では、効果的な教育行政の推進と教育委員会が住民への説明責任を果たしていく趣旨から、教育委員会がその権限に属する事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することを義務づけている。
- 令和6年度間において、**点検・評価を行っている自治体は、都道府県・指定都市では100%**（令和4年度間：100%）だが、**市町村等では97.9%**（同：96%）であり、36自治体が「行っていない」と回答している【表3】。

表3 点検・評価について、「行っていない」と回答した自治体（36自治体）

都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名
北海道（1）	音威子府村	和歌山県（1）	高野町
岩手県（2）	西和賀町,住田町	島根県（2）	吉賀町,海士町
山形県（1）	川西町	岡山県（1）	奈義町
福島県（5）	下郷町,南会津町,古殿町,富岡町,檜枝岐村	徳島県（1）	東みよし町
茨城県（1）	那珂市	高知県（1）	仁淀川町
新潟県（3）	南魚沼市,刈羽村,粟島浦村	福岡県（2）	糸田町,赤村
福井県（1）	越前町	佐賀県（1）	玄海町
長野県（3）	小海町,川上村,売木村	長崎県（1）	川棚町
岐阜県（1）	池田町	熊本県（2）	玉東町,南小国町
三重県（1）	明和町	沖縄県（3）	座間味村,渡名喜村,南大東村
奈良県（2）	野迫川村,下北山村		

5. 教育委員会の活動状況についての点検・評価

② 学識経験者等の知見の活用状況について

- 点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが定められており（地教行法第26条第2項）、令和6年度間において、**学識経験者等の意見聴取を行っている自治体は、都道府県・指定都市では100%**（令和4年度間：100%）だが**市町村等では86.0%**（令和4年度間：84.5%）である【図25】。
- 知見を活用した学識経験者等の属性は、大学教授、企業関係者、退職教員等が多い【図26】。

図25 学識経験者等の意見聴取

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1682

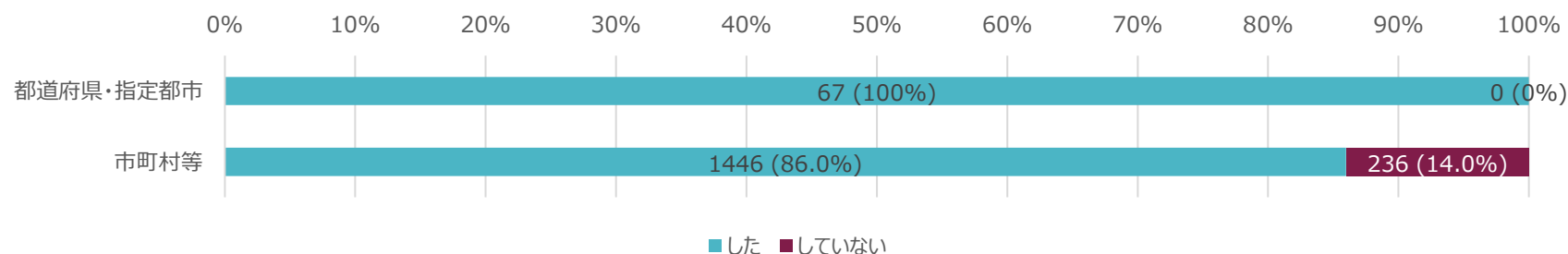
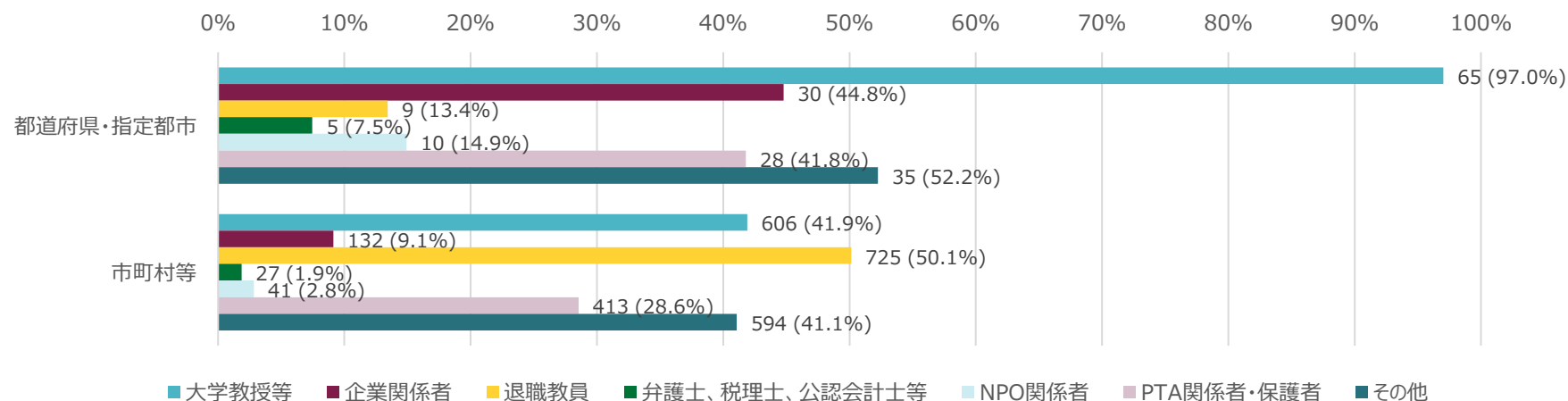


図26 知見を活用した学識経験者等（複数回答）

※学識経験者等から意見聴取を行った自治体のみ（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1446



5. 教育委員会の活動状況についての点検・評価

③ 点検・評価の議会報告、公表状況について

- 点検・評価について議会の本会議や委員会等で説明した自治体は、都道府県・指定都市で44.8%（令和4年度間：44.8%）、市町村等で38.8%（同：42.1%）である【図27】。
- 点検・評価の報告書の公表方法については、ホームページが最も多く、冊子等の作成を行う自治体もある【図28】。

図27 点検・評価の議会報告状況

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1682

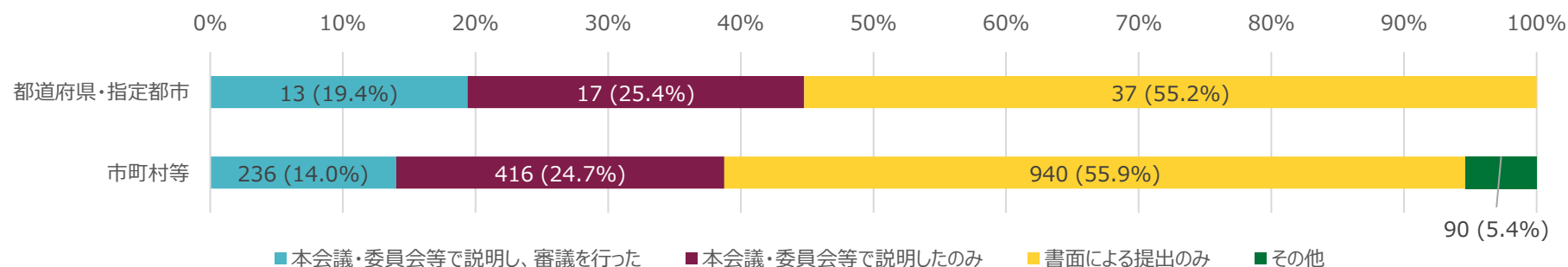
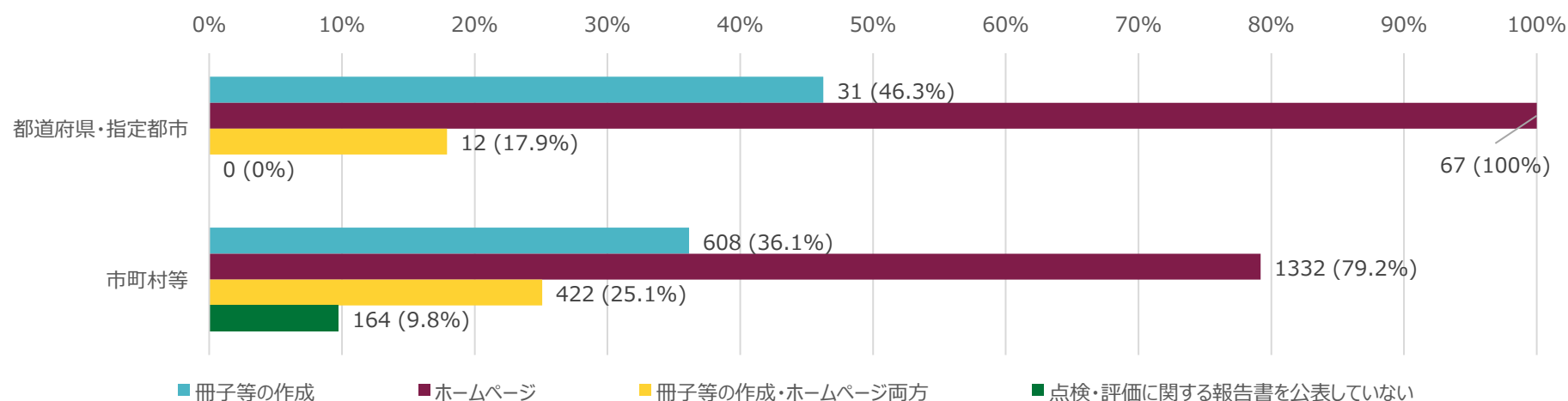


図28 点検・評価の公表方法（複数回答）

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1682



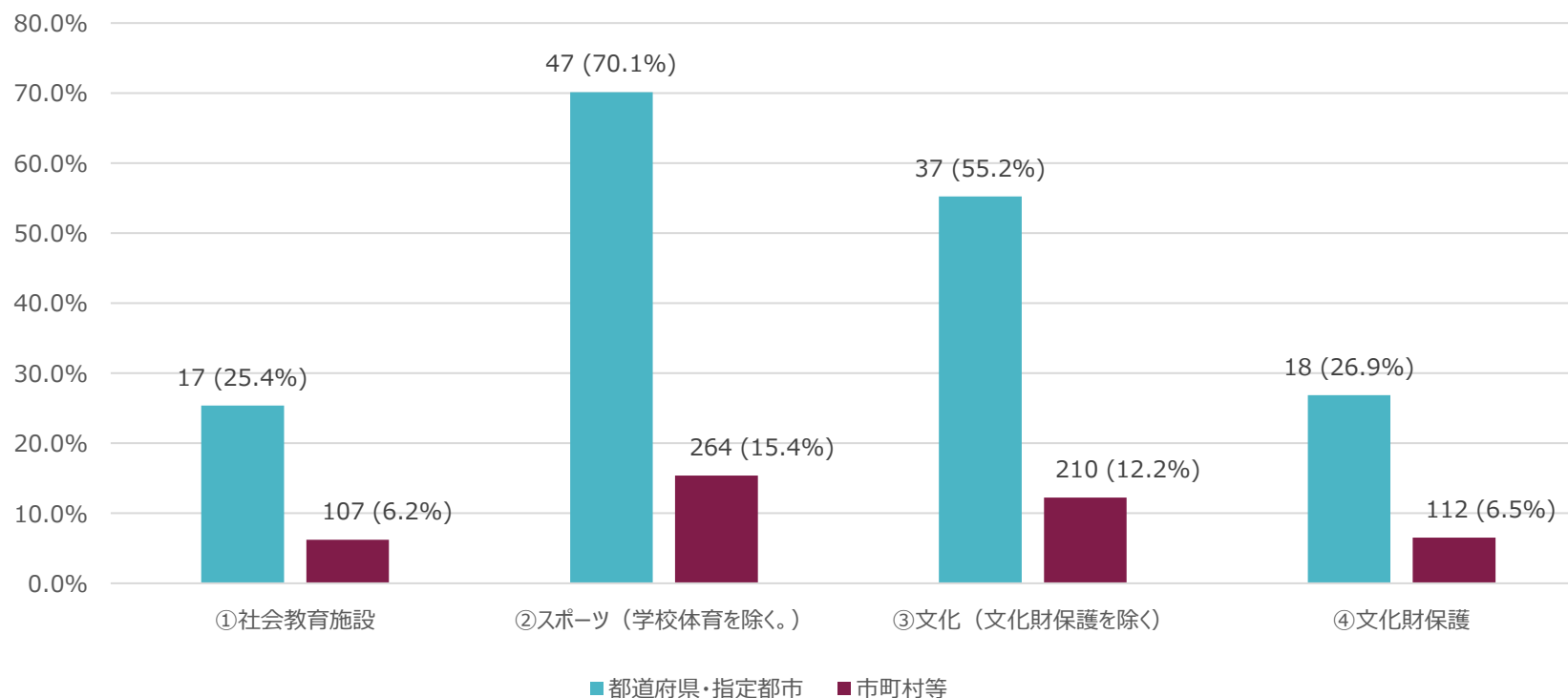
6. 教育委員会と首長との連携、事務の所掌の弾力化

① 教育委員会から首長への権限移譲について

- 教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化していく中で、各学校における教育の充実や様々な課題を解決していくためには、教育委員会だけでは十分な対応が難しい場合もあり、教育委員会と首長との密接な連携を通じて、教育行政を他の行政分野と一体となって推進する必要性が高まっている。
- 社会教育機関の設置・管理・廃止、スポーツ（学校体育を除く）、文化（文化財の保護を除く）、文化財の保護に関する事務については、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、首長が管理・執行することができる（地教行法第23条）。条例によりこれらの事務を首長が管理・執行することとした自治体数及びその割合は以下の通り【図29】。

図29 社会教育機関、スポーツ、文化、文化財保護に関する事務を
首長が管理・執行している自治体（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



6. 教育委員会と首長との連携、事務の所掌の弾力化

② 教育委員会（事務局）から首長部局への事務委任・補助執行について

- 教育委員会の所管する事務のうち、社会教育施設、文化、スポーツ、文化、文化財保護、生涯学習、幼稚園、学校施設管理の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行っている自治体数及びその割合は以下の通り【図30、31】。

図30 事務の一部を首長部局へ事務委任している教育委員会（複数回答）

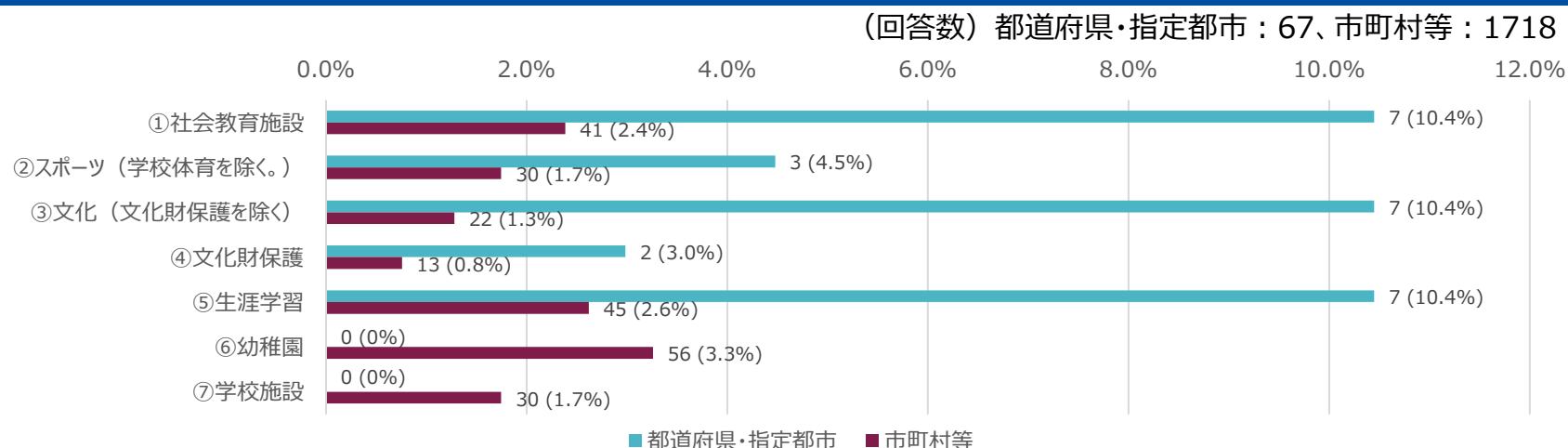
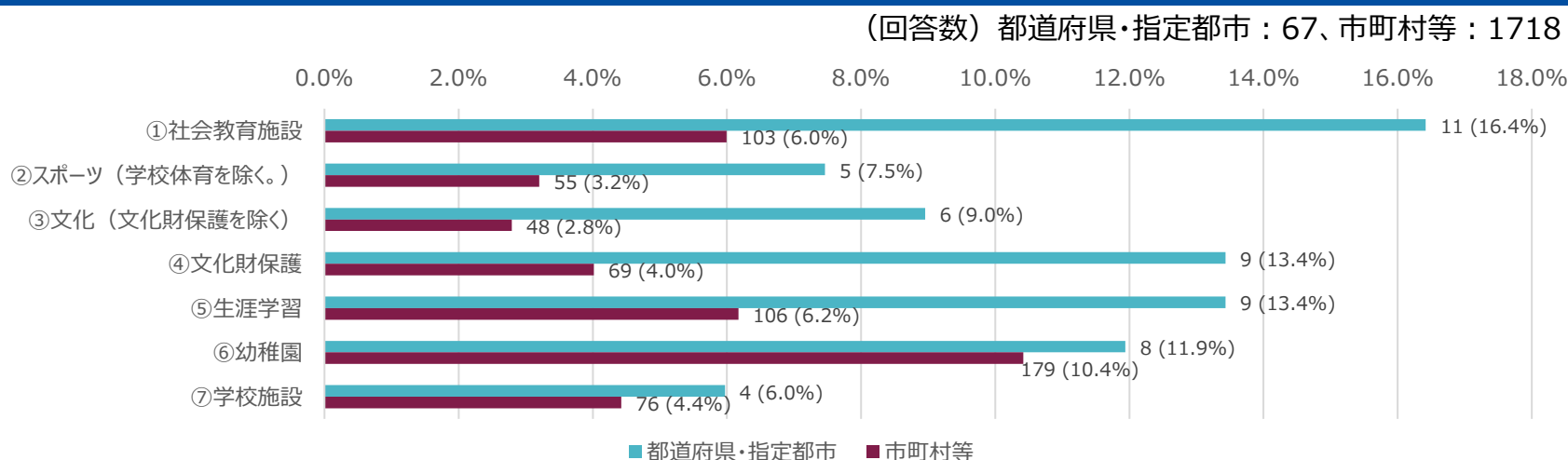


図31 事務の一部を首長部局に補助執行させている教育委員会（複数回答）



6. 教育委員会と首長との連携、事務の所掌の弾力化

③ 首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行について

- 首長の権限に属する事務のうち、予算の執行、施設使用料等、私立学校、児童福祉・子育て支援の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の2の規定により、教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行を行っている自治体数及びその割合は以下の通り【図32、33】。

図32 事務の一部を教育委員会へ事務委任している自治体（複数回答）

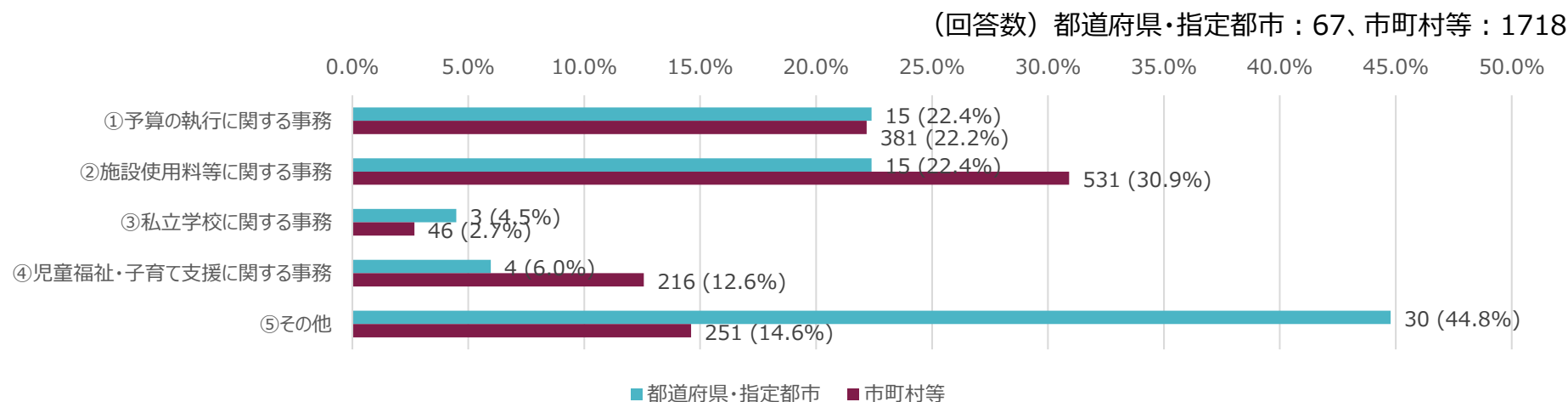
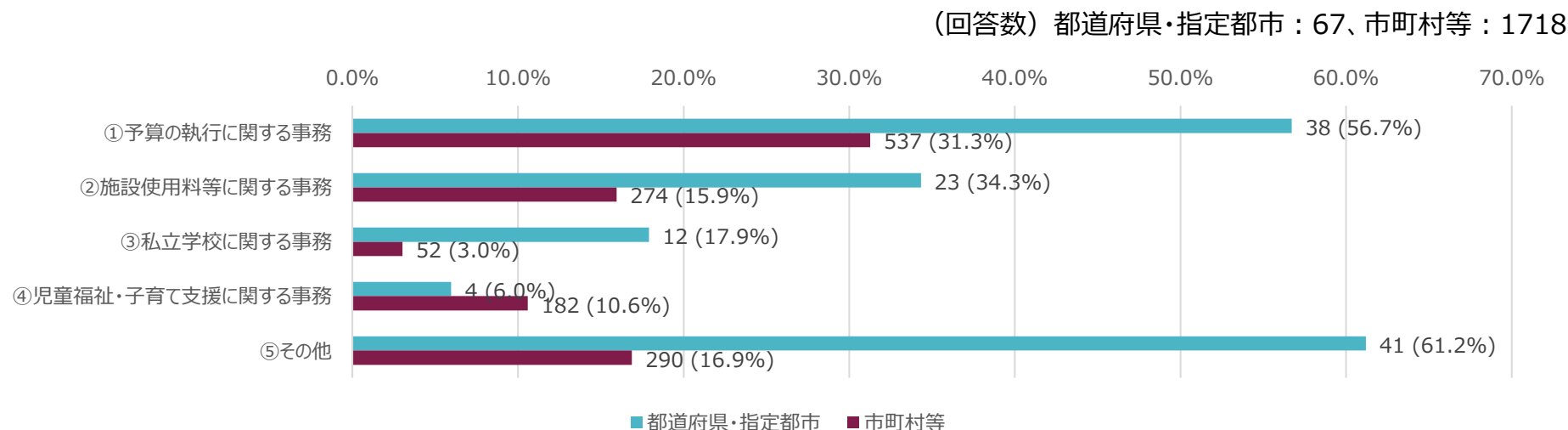


図33 事務の一部を教育委員会事務局職員に補助執行させている自治体（複数回答）



7. 教育委員会事務局

① 指導主事の配置について

- 多様化・複雑化する教育課題や新たな教育への対応に直面する学校に対して、教育委員会は指導・助言を通じて適切に支援することが求められており、その中で、教科に係る専門性や授業に関する指導力等の能力を有する指導主事の役割が重要である。
- 令和6年5月1日時点で、**指導主事が配置されていない市町村等は22.9%**（令和4年5月1日時点：23.3%）あり【図34】、**小規模自治体ほど配置されていない割合が大きい傾向がある**【図35】。

図34 指導主事の配置

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

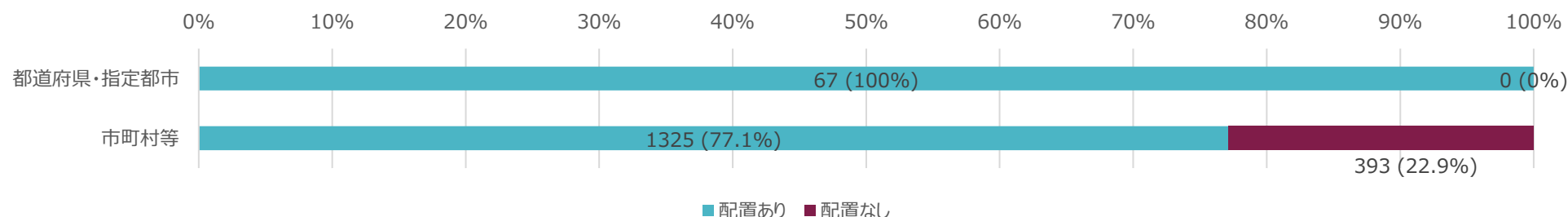
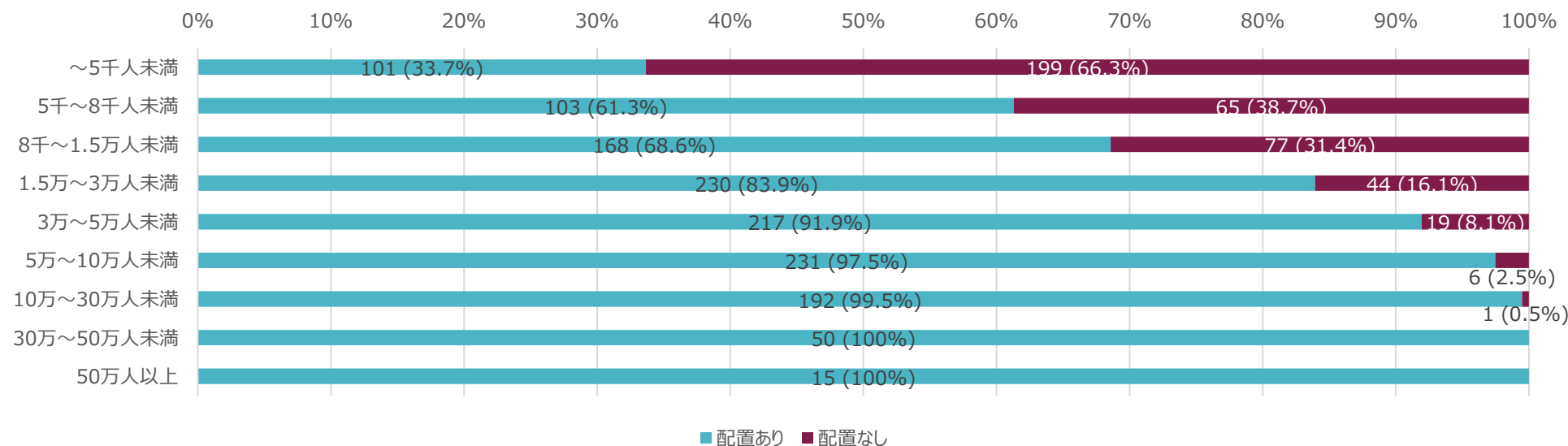


図35 【人口規模別（市町村等）】指導主事の配置



7. 教育委員会事務局

② 指導主事に準ずる者※の配置について

- 指導主事に係る体制整備に課題を有する自治体については、指導主事発令等を受けていないものの、校長経験者等の教育に関する識見や学校教育に関して専門的な知見等を有する者を、指導主事に準ずる者として、指導主事と類似の事務に従事させることも有効であると考えられる。令和6年5月1日時点で**指導主事が配置されていない市町村等のうち、38.7%**（令和4年5月1日時点：34%）で**指導主事に準ずる者が配置されている**【図37】。

図36 指導主事に準ずる者の配置

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

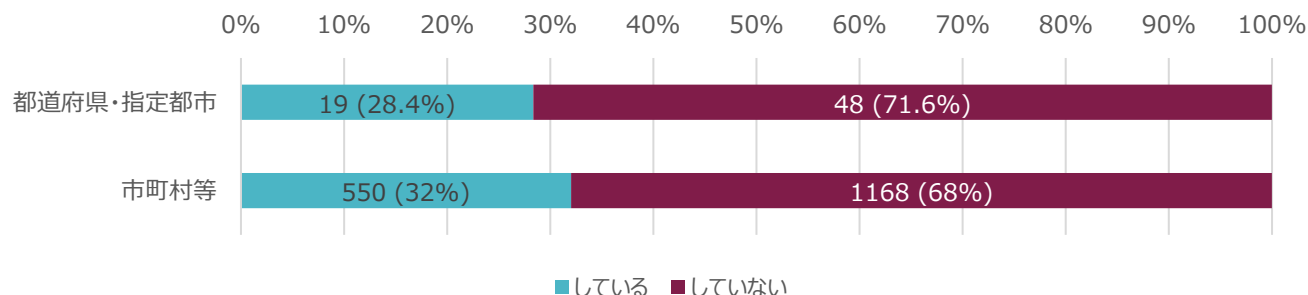
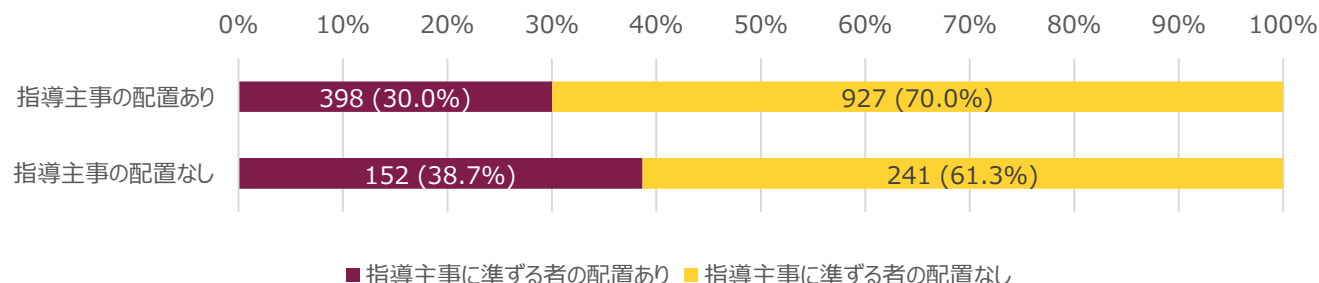


図37 【指導主事の配置有無別（市町村等）】指導主事に準ずる者の配置

（回答数）市町村等：1718



※「指導主事に準ずる者」とは、雇用形態等の関係で指導主事には該当しない、または、指導主事発令を受けていないが、指導主事と類似の事務に従事する者を指す（会計年度任用職員等の非常勤の職員を含む）。

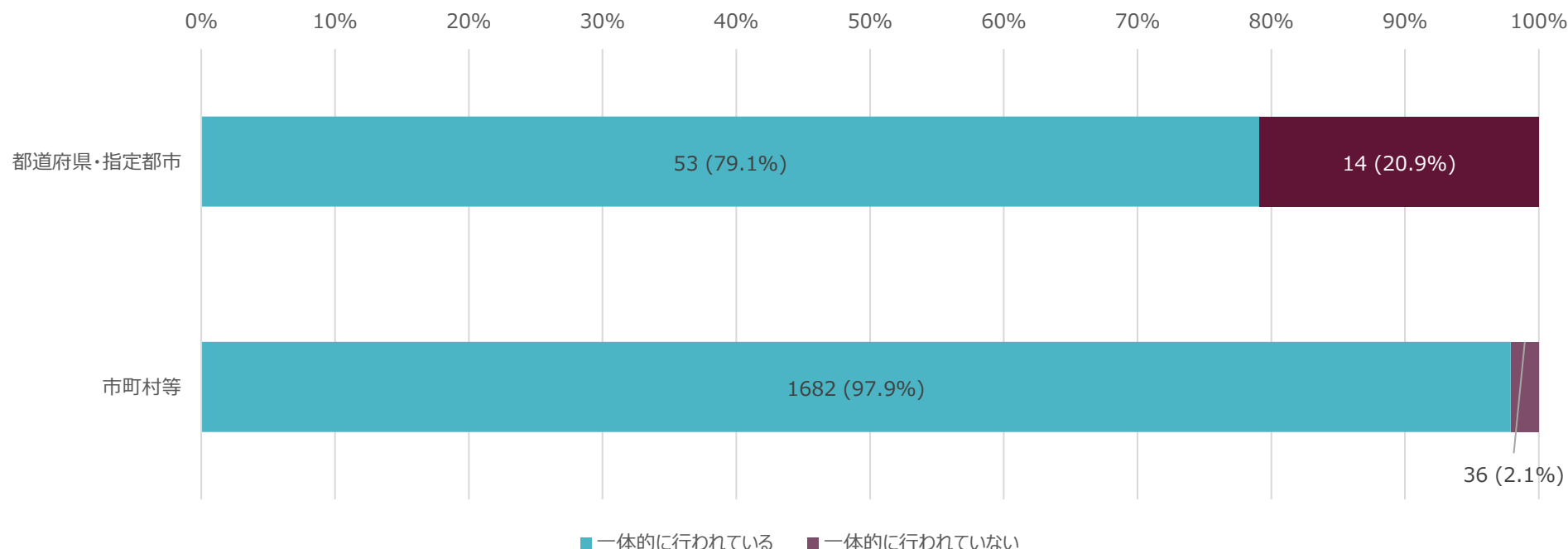
7. 教育委員会事務局

③ 教育委員会事務局職員の人事について

- 教育委員会事務局と首長部局との連携や、教育委員会事務局の人材確保等の観点から、**教育委員会事務局と首長部局の間で職員の人事異動が一体的に行われている自治体の割合は、都道府県・指定都市で79.1%（令和4年度間：77.6%）、市町村等で97.9%（同：97.8%）である【図38】。**

図38 教育委員会事務局と首長部局の一体的な人事異動

（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



7. 教育委員会事務局

④ 教育行政職の採用について

- 一部の自治体では、教育委員会事務局職員について、首長部局の職員と一体的に採用するのではなく、教育行政に特化した職種（教育行政職）を設け、教育委員会事務局を中心とした人材育成を行っている。教育行政職を設けることで、行政運営能力と教育に係る専門性の双方を併せ持った職員を養成できることが考えられ、**都道府県・指定都市では20.9%**（令和4年度間：19.4%）、**市町村等では2.3%**（同：0.9%）が**教育行政職採用を実施している【図39】**。
- 教育行政職採用に求める役割としては、教育行政一般に関わるゼネラリストの役割、特定の知見・専門性を有するスペシャリストとしての役割のいずれも存在する【図40】。

図39 教育行政職採用

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

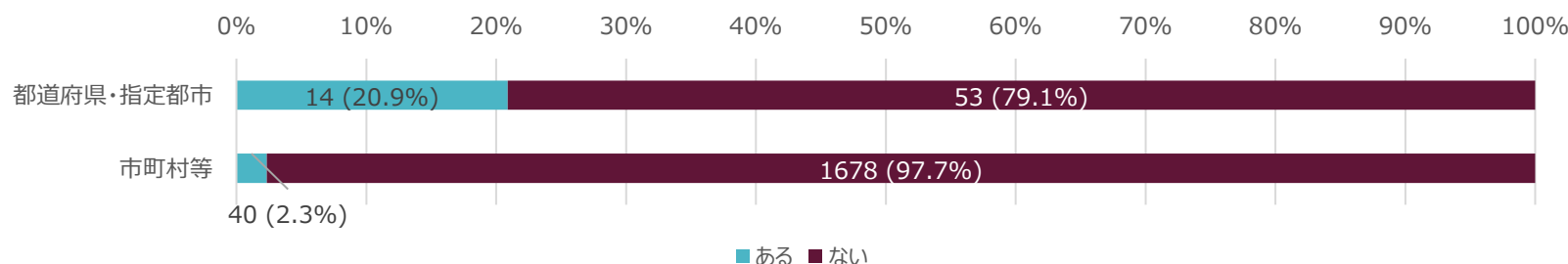
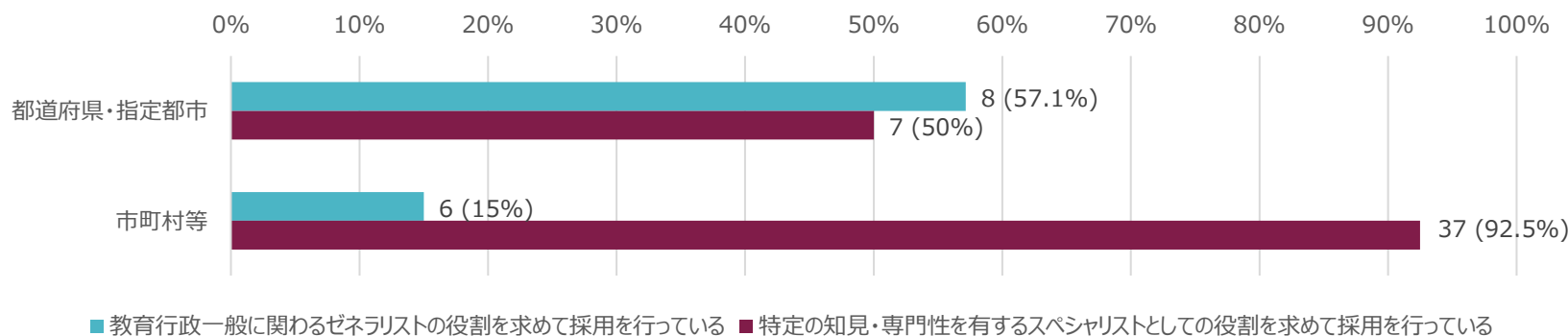


図40 教育行政職採用に求める役割（複数回答）

※教育行政職採用があると回答した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：14、市町村等：40



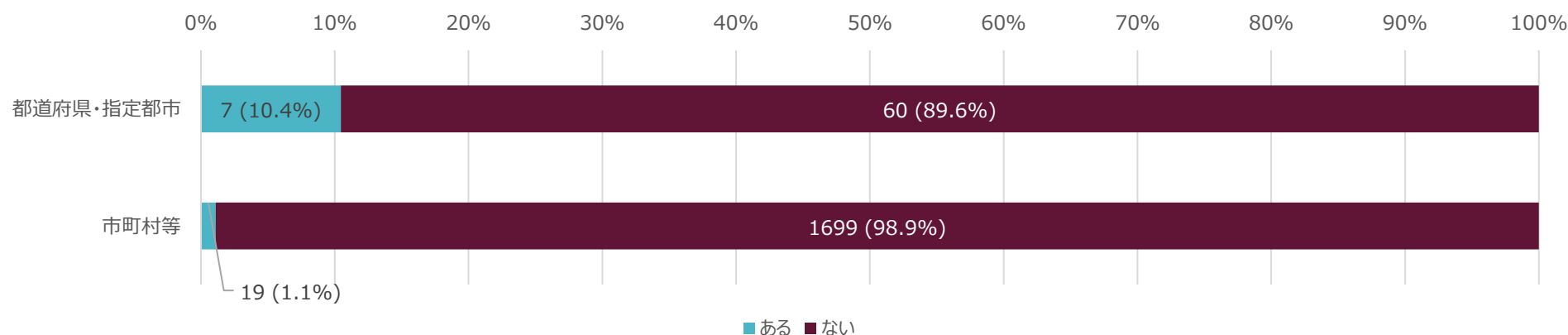
7. 教育委員会事務局

⑤ 外部人材の登用について

- 外部人材は、一般に、教育委員会事務局職員にはない知見や専門性、ネットワークを有し、組織に変革をもたらし得る存在であり、外部人材を登用することで、教育委員会事務局の活性化に資すると考えられる。
- **他企業等と兼業を認め、非常勤教育委員会事務局職員として外部人材を登用する制度を採っている自治体は、都道府県・指定都市では10.4%（令和4年度間：14.9%）、市町村等では1.1%（同：0.9%）あり【図41】、実際に外部人材に期待している知見・専門性としては、情報通信技術や教育法務、企業との連携等が挙げられる。**

図41 他企業等と兼業を認め、非常勤の教育委員会事務局職員として外部人材を登用する制度

（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



（非常勤外部人材に期待している知見・専門性の例）

生涯学習、遠隔教育、キャリア教育、法務、企業との連携、ICT、地域と学校の連携、児童福祉、文化財、文学・歴史

（非常勤外部人材の他の職業の例）

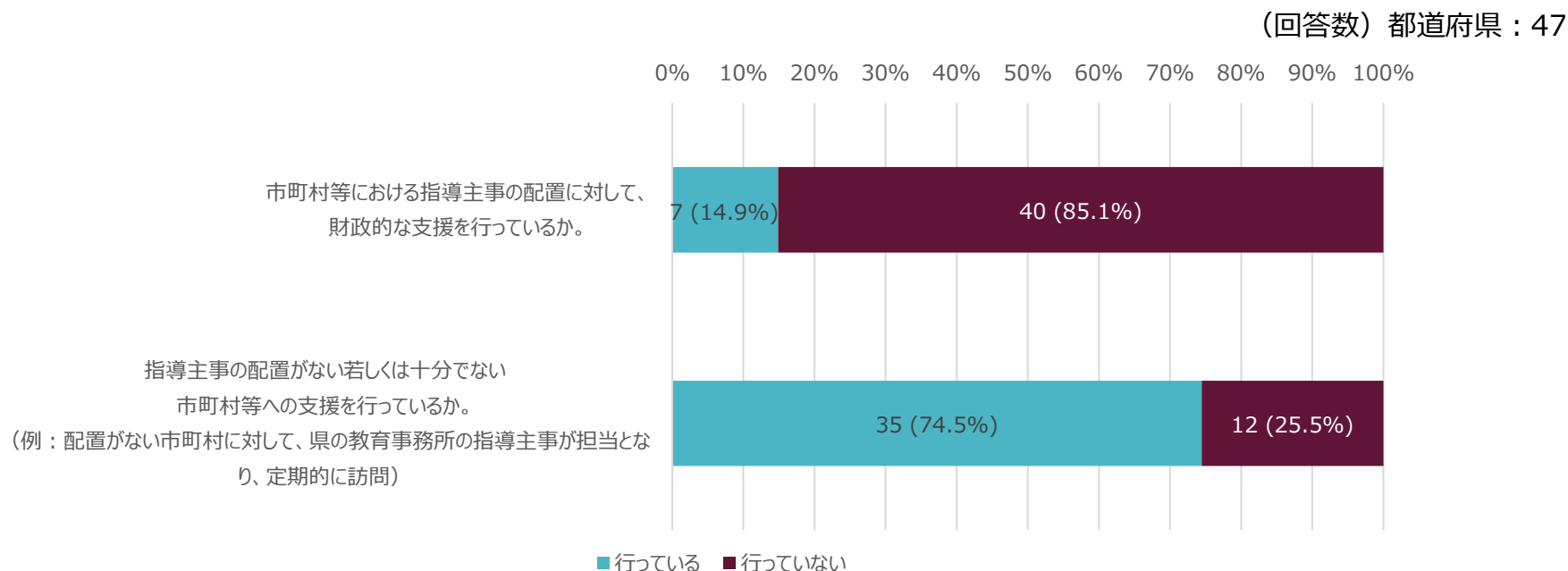
大学教授、弁護士、社会福祉士、NPO法人関係者、民間企業、経営者、大学生

8. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）

① 指導主事に係る支援について

- 少子高齢化や過疎化が進行する中で、指導主事を配置することが困難な自治体や十分な職員数の確保が難しい自治体が多く存在する実態を踏まえると、域内全体の教育水準の維持向上を図る観点から、都道府県による小規模自治体への支援は必要不可欠である。
- 都道府県による市町村等への指導主事に係る支援については、**財政的な配置支援を行っている都道府県は14.9%**（令和4年度間：21.3%）、**指導主事の配置がない若しくは十分でない市町村等への支援を行っている都道府県は74.5%**（同：70.2%）ある【図42】。

図42 都道府県による市町村等への指導主事に係る支援



(指導主事の配置がない若しくは十分でない市町村等への支援の例)

- ・ 配置がない市町村に対して、県の教育事務所の指導主事が担当となり、定期的に訪問
- ・ 各エリアごとに、指導主事会等を行っている
- ・ 要請を受けての学校訪問指導、研修講師等

8. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）

① 指導主事に係る支援について

- 都道府県による市町村等支援の一環として、指導主事による訪問が想定される。
- 都道府県の指導主事による市町村等への訪問を実施している都道府県は78.7%（令和4年度間：85.1%）ある【図43】。このうち、訪問を定期的（月1回程度、学期に1回程度、年1回程度等）に実施している都道府県は81.1%（同：67.5%）ある【図44】。

図43 都道府県の指導主事による市町村等への訪問の実施

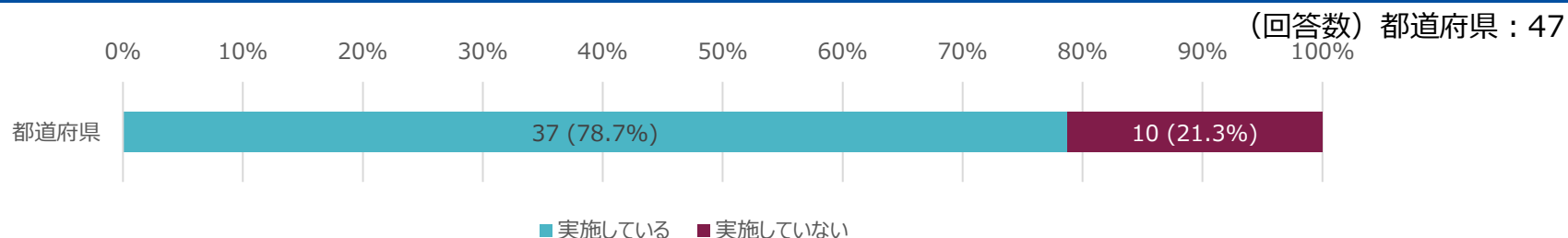


図44 都道府県の指導主事による市町村等への定期訪問の実施

※市町村等を支援するために指導主事が訪問を行っているとは回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：37

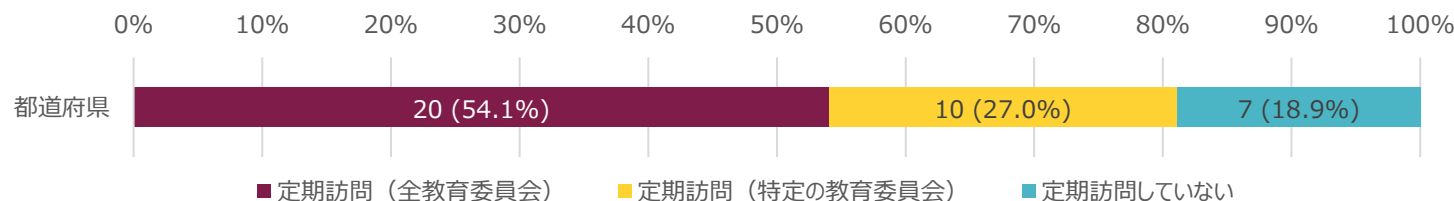
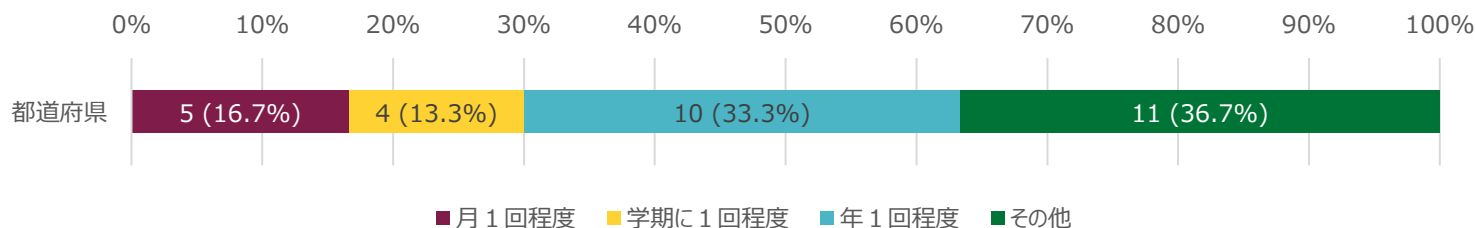


図45 都道府県の指導主事による市町村等への定期訪問の頻度

※市町村等への定期訪問を行っているとは回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：30

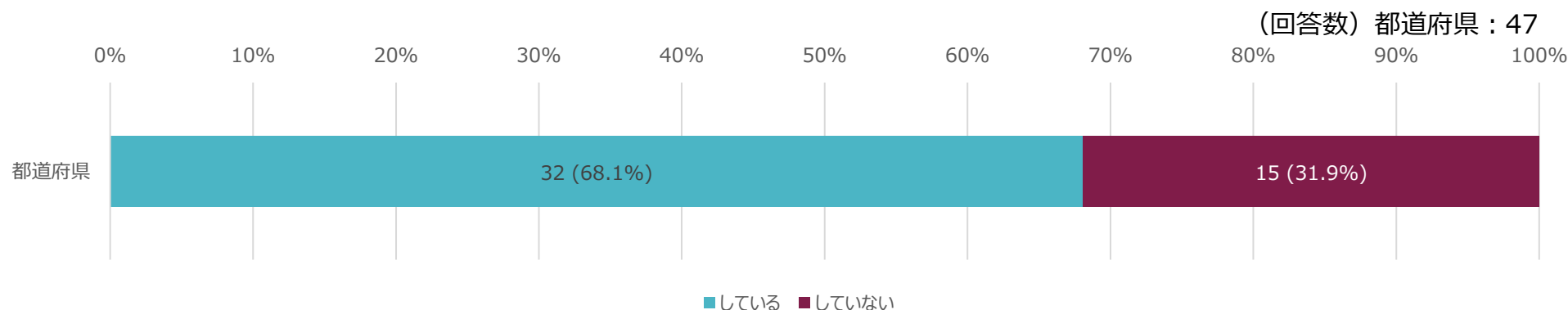


8. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）

② 市町村教育委員会間の広域連携の促進について

- 国・都道府県は、市町村の教育行政の体制の整備・充実に資するため、必要な助言・援助を行うよう努めなければならないとされている（地教行法第55条の2第2項）。都道府県教育委員会には、各市町村における教育の状況等を踏まえ、協議会の設置や指導主事の共同設置等、各市町村教育委員会間の広域連携を積極的に促していく役割が期待される。
- **域内の市町村教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組を実施している都道府県は68.1%（令和4年度間：55.3%）ある【図46】。**

図46 域内の市町村教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組の実施



（取組例）※「している」と回答した都道府県のみ

- ・ 共同利用型校務支援システム
- ・ 1人1台端末の更新に係る共同調達
- ・ 県と全市町村で構成する「教育ICT推進協議会」における、GIGAスクール構想の効果的な推進等に係る情報共有、事務の共同実施、各教育事務所における指導主事研修会等
- ・ 業務改善に係る市町教育委員会担当者会を実施し、働き方改革の推進に向けた支援を行っている
- ・ 「事務の共同実施」実施団体への訪問ヒアリング

（検討に当たった課題の例）※「していない」と回答した都道府県のみ

- ・ 複数市町村による学校事務の共同実施を検討しているが、服務監督等について協議が整わないこと
- ・ 連携の在り方や制度に関する知見の不足

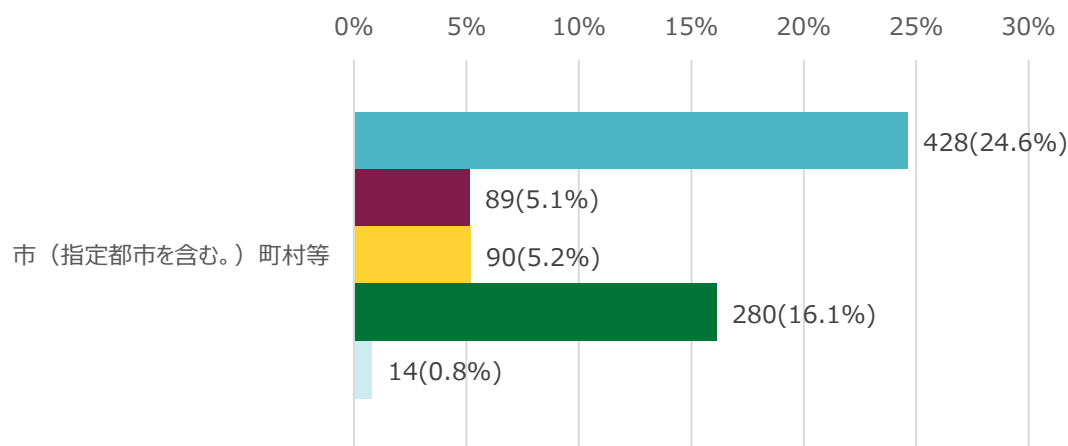
9. 市町村等間の事務の共同実施（市町村等のみ対象）

① 事務の共同実施状況について

- 市町村は、近隣の市町村との連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており（地教行法第55条の2第1項）、特に小規模自治体においては、広域連携に関する諸制度を通じて、自治体同士が互いに協働・連携して、教育行政に係る事務を共同で実施する体制を構築することが有効である。
- 広域連携に係る制度ごとの事務の共同実施を行っている市町村等の割合は【図47】の通りである。

図47 市（指定都市を含む。）町村等における事務の共同実施状況（複数回答）

（回答数）指定都市・市町村等：1738



- (1) 地方自治法第252条の2の2に基づき、近隣地方公共団体と協議会を設置
- (2) 地方自治法第252条の7に基づき、職員を共同で設置
- (3) 地方自治法第252条の14に基づき、近隣地方公共団体に事務を委託
- (4) 地方自治法第284条に基づき、一部事務組合を設置
- (5) 地方自治法第284条に基づき、広域連合を設置

※ (1)、(2)、(4)、(5)については、関係自治体を全て計上。
(3)については、委託元となる自治体のみを計上。

（共同実施事務の主な具体例）

広域連携制度	事務の具体例
(1) 協議会の設置	・教育長・教育委員の研修に関する事務の共同実施 ・教員研修に関する事務の共同実施
(2) 職員の共同設置	・教育委員会の共同設置 ・指導主事の共同設置
(3) 事務の委託	・就学事務に関する事務の委託（区域外就学に関する事） ・学校給食に関する事務の委託
(4) 一部事務組合の設置	・教員研修に関する事務 ・学校給食に関する事務 ・学校の設置管理に関する事務
(5) 広域連合の設置	・教育委員会の権限に属する事務の全部 ・学校給食に関する事務 ・文化財に関する事務

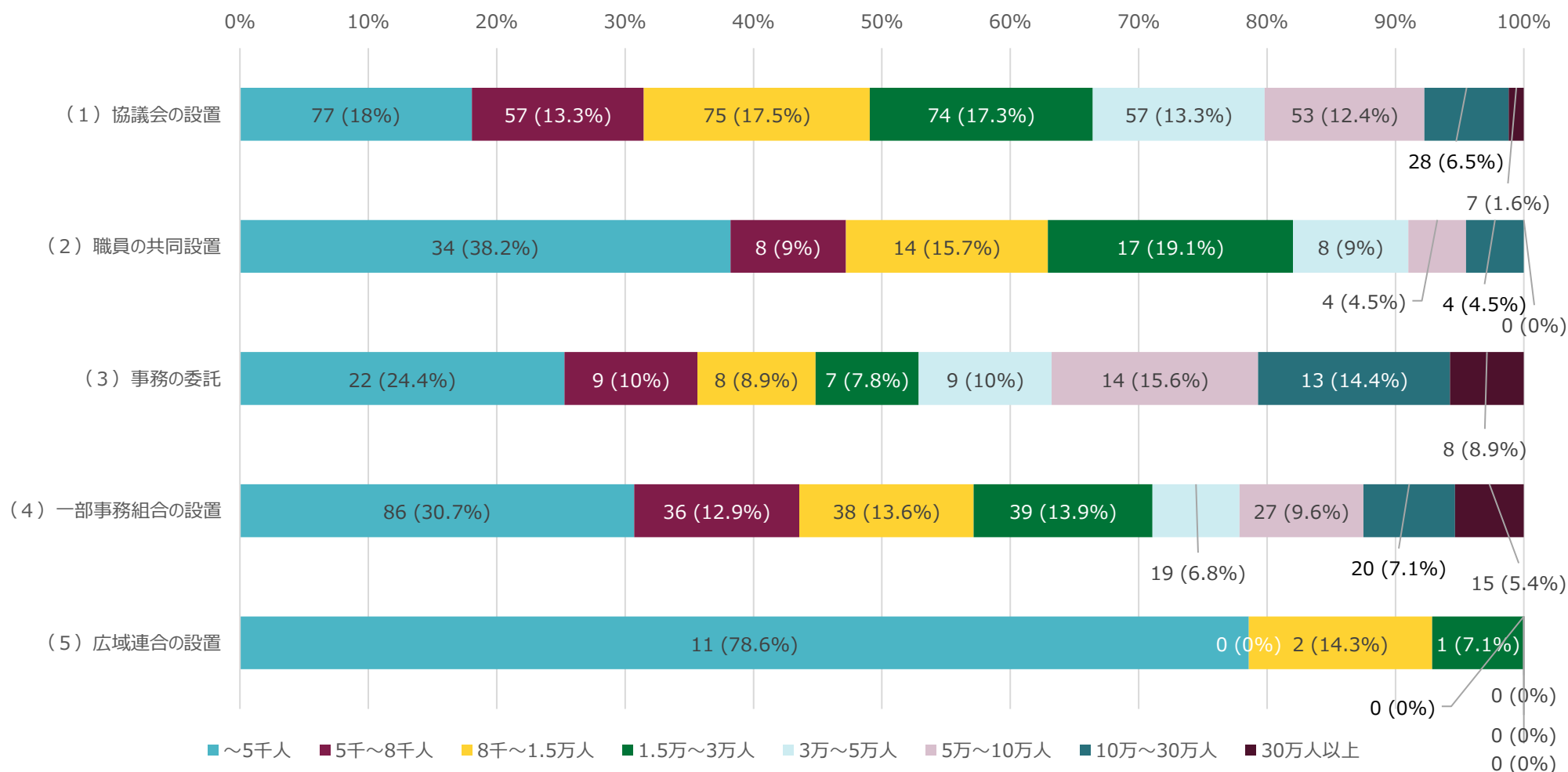
9. 市町村等間の事務の共同実施（市町村等のみ対象）

① 事務の共同実施状況について（人口規模別）

- 広域連携に係る制度ごとの事務の共同実施を行っている市町村等の割合を、人口規模別に見ると、全体的に小規模な自治体の割合が高い【図48】。

図48 【広域連携制度別（市（指定都市を含む）町村等）】事務の共同実施を行う人口規模別割合

※事務の共同実施を行う（指定都市を含む）市町村等のみ（回答数）（1）：428、（2）：89、（3）：90、（4）：280、（5）：14



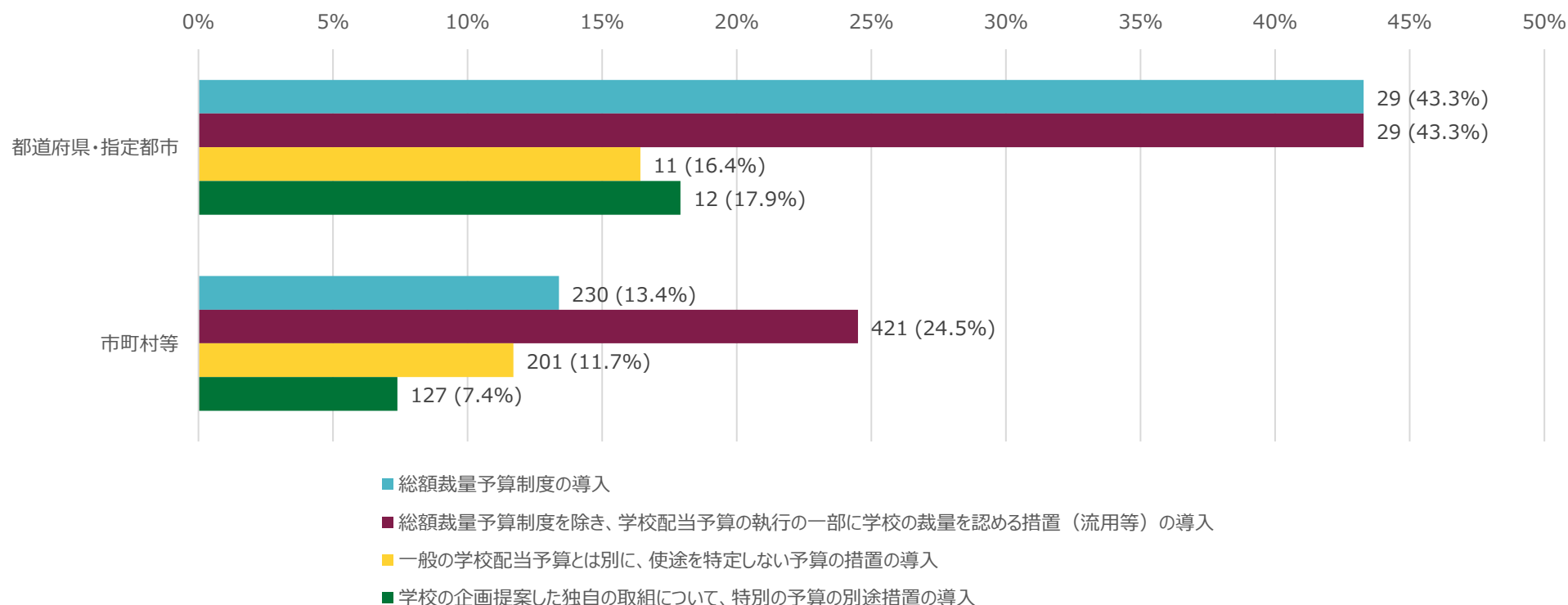
10. その他学校関係

① 学校裁量予算に係る取組状況について（総額裁量予算制度）

- 各学校が、様々な教育課題を柔軟に受け止めるためには、各学校において、自主性・自律性を発揮し、学校の実態や地域の状況等に応じた柔軟な学校運営を行うことが重要であり、そのために、教育委員会は各学校の裁量を明確にし、また、各学校の状況を踏まえつつ、各学校の裁量の拡大を図ることが考えられる。
- **総額裁量予算制度**（学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される、あるいは、予算項目を定めて学校に配当され、学校が事業計画に基づき予算総額の範囲内で各項目への再配分ができる制度）を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市で**43.3%**（令和4年度間：41.8%）、市町村等で**13.4%**（同：12.7%）である【図49】。

図49 学校裁量予算に係る取組状況（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



10. その他学校関係

① 学校裁量予算に係る取組状況について（外部資金獲得）

- 近年、クラウドファンディングやふるさと納税、寄附等による外部資金を活用して、柔軟な教育課程の編成・実施、産業界との連携等の意欲的な取組を行う自治体も見られるところである。**民間企業等から外部資金を獲得し教育予算に活用している自治体は都道府県・指定都市で 56.7%、市町村等で 11.6%ある【図50】。**

図50 教育予算拡充のための外部資金獲得

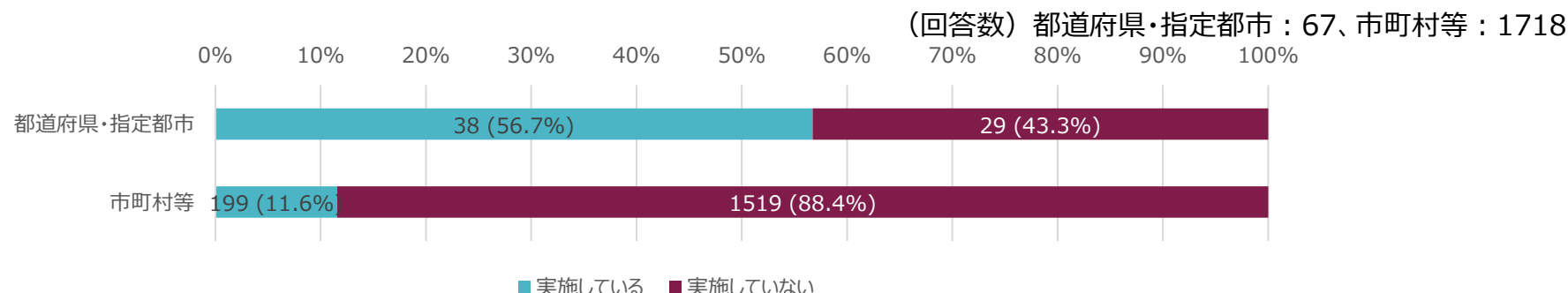
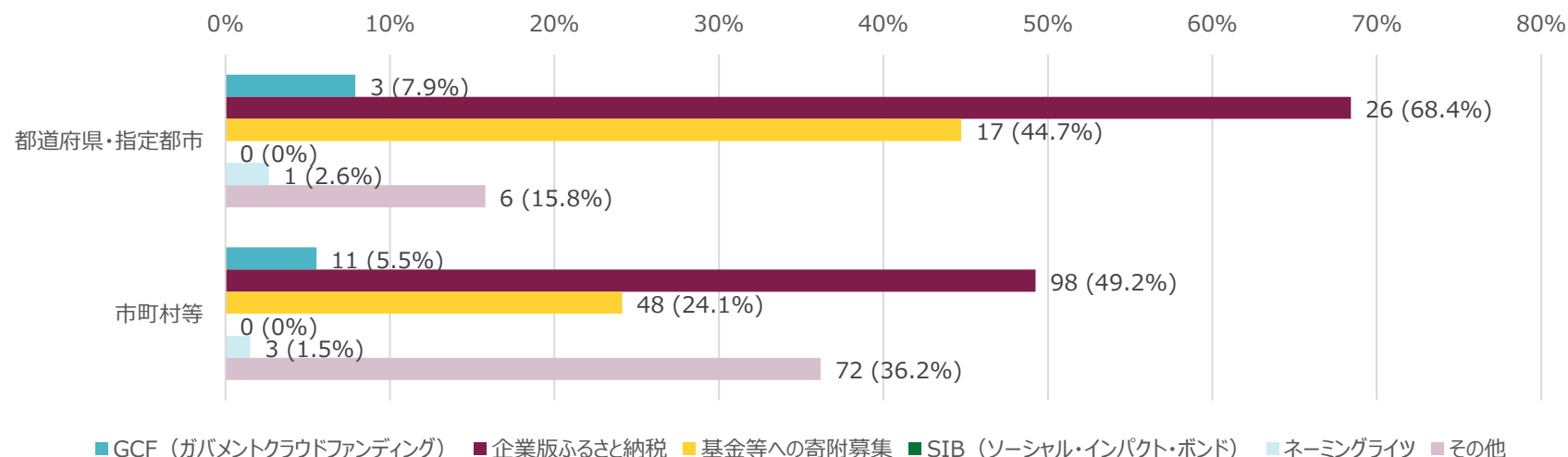


図51 外部資金獲得の手法（複数回答）

※外部資金獲得を実施している自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：38、市町村等：199



10. その他学校関係

② 学校管理規則について

- 学校管理規則において、各学校が様々な教育活動を行う際に、教育委員会の承認を必要としない自治体の割合は【図52】の通りである。

図52 学校の各種取組について、学校管理規則上、
教育委員会の承認を必要としない自治体数（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

